

# 第17回

大野郡5町2村合併協議会

# 会議録

## 第 1 7 回大野郡 5 町 2 村合併協議会議事録

開催日時	平成16年6月24日(木)午後1時30分 ~ 午後6時30分
開催場所	大野町中央公民館 大集会室
出席者	別紙
経過報告 議 事	<p>(経過報告)</p> <p>議案</p> <p>議案第 21 号 平成 1 5 年度大野郡 5 町 2 村合併協議会会計歳入歳出決算報告及び監査報告について</p> <p>議案第 22 号 平成 1 6 年度大野郡 5 町 2 村合併協議会会計補正予算(第 1 号)について</p> <p>議案第 23 号 大野郡 5 町 2 村合併協議会公立医療施設総合検討専門委員会設置規程一部改正について</p> <p>協議事項</p> <p>&lt; 継続協議 &gt;</p> <p>協議第 60 号 広報公聴事業の取扱い(その 2)について 「協定項目第 28-2 号」</p> <p>協議第 61 号 病院・診療所の取扱いについて 「協定項目第 35 号」</p> <p>協議第 67 号 建設事業の取扱い(その 3)について 「協定項目第 44-3 号」</p> <p>協議第 68 号 議員の定数及び任期の取扱い(その 2)について 「協定項目第 6-2 号」</p> <p>&lt; 新規協議 &gt;</p> <p>協議第 70 号 新市の名称(その 3)について 「協定項目第 3-3 号」</p> <p>&lt; 提 案 &gt;</p> <p>協議第 71 号 地域審議会等の取扱いについて 「協定項目第 10 号」</p> <p>協議第 72 号 住所表記の統一について</p> <p>協議第 73 号 一部事務組合取扱いについて 「協定項目第 15-2 号」</p> <p>その他</p> <p>今後のスケジュールについて</p>
議 長	大野郡5町2村合併協議会 会長 芦 刈 幸 雄

# 会 議 次 第

1. 開会あいさつ
2. 会長あいさつ
3. 開催地町長あいさつ
4. 経過報告
5. 議事録署名人の指名について  
( ) ( )
6. 議事  
議案  
議案第 21 号 平成 15 年度大野郡 5 町 2 村合併協議会会計歳入歳出決算報告及び監査報告について  
議案第 22 号 平成 16 年度大野郡 5 町 2 村合併協議会会計補正予算(第 1 号)について  
議案第 23 号 大野郡 5 町 2 村合併協議会公立医療施設総合検討専門委員会設置規程一部改正について

## 協議事項

### < 継続協議 >

- |          |                         |                |
|----------|-------------------------|----------------|
| 協議第 60 号 | 広報公聴事業の取扱い(その 2)について    | 「協定項目第 28-2 号」 |
| 協議第 61 号 | 病院・診療所の取扱いについて          | 「協定項目第 35 号」   |
| 協議第 67 号 | 建設事業の取扱い(その 3)について      | 「協定項目第 44-3 号」 |
| 協議第 68 号 | 議員の定数及び任期の取扱い(その 2)について | 「協定項目第 6-2 号」  |

### < 新規協議 >

- |          |                 |               |
|----------|-----------------|---------------|
| 協議第 70 号 | 新市の名称(その 3)について | 「協定項目第 3-3 号」 |
|----------|-----------------|---------------|

### < 提 案 >

- |          |                |                |
|----------|----------------|----------------|
| 協議第 71 号 | 地域審議会等の取扱いについて | 「協定項目第 10 号」   |
| 協議第 72 号 | 住所表記の統一について    |                |
| 協議第 73 号 | 一部事務組合取扱いについて  | 「協定項目第 15-2 号」 |

### その他

今後のスケジュールについて

7. 閉会あいさつ

第17回大野郡5町2村合併協議会出席者名簿（平成16年6月24日開催）

町村名	職名	氏名	備考
三重町	三重町長	芦刈 幸雄	会長
	三重町議会議長	生野 照雄	
	三重町新市まちづくり委員会委員長	小野 幸義	
清川村	清川村長	森 健一	監事
	清川村議会議長	江藤 秀明	
	清川村新市まちづくり委員長	衛藤 康晴	
緒方町	緒方町長	山中 博	副会長
	緒方町議会議長	伊藤 憲義	
	緒方町新市まちづくり委員会委員長	大塚 尊俊	
朝地町	朝地町長	羽田野 昭太郎	
	朝地町議会議長	浅野 益美	
	朝地町新市まちづくり委員会委員長	森 憲一	
大野町	大野町長	佐伯 和光	
	大野町議会議長	清田 満作	監事
	大野町新市まちづくり委員会委員長	大野 晃達	
千歳村	千歳村長	阿南 宏	
	千歳村議会議長	高野 健治	副会長
	千歳村新市まちづくり委員会委員長	宮成 三生	
犬飼町	犬飼町長	山村 昭三	
	犬飼町議会議長	若松 成次	
	犬飼町新市まちづくり委員会委員長	佐藤 忠憲	
大分県	大野地方振興局長	林 満男	
事務局	局長	赤嶺 信武	
	次長	倉原 浩志	
		田北 厚生	総務班
		江藤 喜啓	企画部会
		和田 裕之	産業部会
	局員	佐保 正幸	総務部会
		後藤 将彰	
		清水 康士	企画部会
		衛藤 成史	文教部会
		隈田原 勇次	建設部会
		池永 善博	
		内田 健児	民生部会
		関谷 隆一	
		衛藤 恒範	産業部会
		首藤 英治	総務班

### 赤嶺事務局長

本日の司会進行を担当致します合併協議会事務局長の赤嶺と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。それではただ今より第 17 回大野郡 5 町 2 村合併協議会を開催させていただきます。開会にあたりまして協議会規約第 10 条第 1 項によりまして、本日の会議は成立していることを報告申し上げます。早速、会議次第に入らせていただきます。開会あいさつを副会長であります緒方町町長の山中町長よろしくお願ひいたします。

### 山中副会長（緒方町長）

お忙しい中をお集まりいただきまして誠にありがとうございます。それではただ今から第 17 回の 5 町 2 村の合併協議会を開催致します。どうぞよろしくお願ひします。

### 赤嶺事務局長

ありがとうございました。続きまして、会長あいさつを芦刈会長よろしくお願ひします。

### 芦刈会長

はい、皆さん、こんにちは。本日は第 17 回の大野郡 5 町 2 村の合併協議会の開催をご案内申し上げましたところ、委員の皆様方には大変お忙しい中にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、本日は傍聴席には手話通訳を置かれておりますが誠にありがとうございます。本日は 5 月 27 日の第 16 回の協議会で継続協議となっております 4 案件と新規に協議をいただきます 1 案件。そして協議第 72 号につきましては提案協議。それから新たに提案を致します案件が 2 案件ということになっておりますが、どうかご協議をいただきますようお願いを申し上げます。開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

### 赤嶺事務局長

続きまして、地元町長であります佐伯大野町長、ごあいさつをよろしくお願ひいたします。

### 佐伯委員（大野町長）

皆さん、こんにちは。今日は第 17 回の協議会に大変お足元の悪い中、委員さん、また傍聴席の皆様方にご来場いただきましてありがとうございます。合併協議も残すところ大詰めとなってきましたが、相変わらず互譲の共存共栄によって前向きな論議を行っていくようお願いをしたいと思います。また、ご苦労さまです。

### 赤嶺事務局長

ありがとうございました。本日のこの会場は大野町職員の方々のご協力を頂きまして準備することができました。事務局からもお礼を申し上げたいと思います。大変ありがとうございました。それでは引き続きまして、事務局より経過報告を致します。

会議資料の 1 ページをご覧いただきたいと思います。5 月 27 日第 16 回の協議会を行っております。協議第 49 号農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについてご確認をいただき、協議第 60 号から第 68 号までの案件につきましては継続ということになっています。その日に新市名候補選定小委員会のご報告を申し上げます。また、その新市名についてのご提案を申し上げます。6 月 4 日臨時町村長連絡会を開催しております。議員定数の件でご協議をいただいております。

6 月 9 日第 1 回調整班会議をしております。これは、合併準備会作業の一環であります課長の会議であります。この日から開催をスタートということになるかと思います。同日に第 1 回新市行政組織及び機構検討委員会を行っております。これは、総務課長、企画部課長の合同の委員会を立ち上げて組織機構について、これから議論をしていくことになっております。

6 月 12 日土曜日であります。臨時町村長連絡会を行っております。議員定数の件でご協議をいただいております。6 月 17 日第 17 回幹事会を開催致しております。本日の議案協議事項について協議をしたところ

であります。

6月18日第25回町村長連絡会を開催致しております。6月24日本日が第17回協議会となっております。以上で経過の報告を終わります。

次第の5以降につきましては、協議会規約第10条第2項によりまして会長が議長を務めることとなっております。会長よろしく申し上げます。

### 芦刈会長

はい、これから議事を進行させていただきますので、ご協力を賜りますようどうぞよろしくお願いを申し上げます。

まず、最初に5番目の議事録署名人の指名についてで、ございますが、大野町議会議長の清田議長さんと犬飼町新市まちづくり委員長の佐藤委員長さんのお二人によるようお願いを申し上げます。

それでは早速議事に入らせていただきます。最初に議案でございますが議案第21号平成15年度大野郡5町2村合併協議会会計歳入歳出決算報告及び監査報告について議題と致します。事務局説明をお願いします。

### 事務局（総務班 田北）

事務局総務班田北です。どうぞよろしくお願いします。資料1の2ページをお開けください。議案第21号平成15年度大野郡5町2村合併協議会会計歳入歳出決算報告を致します。資料の3ページをお開けください。歳入につきまして申し上げます。県交付金予算額250万に対しまして収入済額250万、町村負担金予算額2126万円に対しまして収入済額2126万円、繰越金予算額1,000円に対しまして276円。これは前年度繰越分です。

その他収入、預金利子として予算額1,000円に対して37円、収入歳入合計予算額2,376万2000円に対しまして収入済額2,376万413円。続きまして、歳出について申し上げます。4ページをお開けください。報酬費につきまして予算額135万円に対しまして支出済額122万2,000円、協議会の事務会、新市名称の小委員会を4回、議員定数を2回、公立医療関係の専門委員会を1回開催しております。予算額135万に対しまして支出済額122万2,000円で12万8,000円の不用額となっております。

以上不用額の大きいものについて申し上げます。委託料につきましては予算額803万8,000円に対しまして支出済額778万5,015円です。25万2985円の不用額となっております。続きまして、5ページ目でございますが、使用料及び賃借料につきましては予算額418万6,000円、支出済額415万1,629円、不用額が3万4371円となっております。以上のように歳出合計が予算額2,376万2,000円に対しまして支出済額が2,301万6,594円、不用額が74万5,406円ということになります。歳入総額が2,376万413円です。歳出総額が2,301万6,594円で歳入歳出の差引額が74万3,819円です。これが次年度繰越金となります。以上で決算報告を終わります。

### 芦刈会長

はい、ここで監査をいただいておりますから、清田監査員さんより監査報告をお願いします。

### 清田監査員委員（大野町議会議長）

それでは監査報告をさせていただきます。監事は清川の森村長さんと私、大野町清田でございます。大野郡5町2村合併協議会規約第17条の規定に基づき、監査を実施致しましたので報告を申し上げます。

監査の対象でございますけれども、平成15年度大野郡5町2村合併協議会の収入及び支出状況並びに予算執行状況についてであります。平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間でございます。監査場所につきましては清川村役場・大野町役場でございます。日時は平成16年6月14日でございます。

立会人と致しまして大野郡5町2村合併協議会の次長兼総務班長の田北さん、総務班の首藤さんをお願いを申し上げます。

その結果でございますけれども、事務局より審査に付されました決算書、収入命令書、支出負担行為決議書兼支出命令書、預金通帳、収入整理簿及び予算差引簿を監査致しました結果、出納管理は的確にまた適正になされていることを認めましたのでご報告を申し上げます。以上であります。

### 芦刈会長

はい、ありがとうございました。ただ今、平成 15 年度の会計歳入歳出決算報告、それから監査報告を頂きましたが、何かご意見等がございますでしょうか。

### 委員

なし。

### 芦刈会長

よろこびますか。それでは拍手でご承認をいただきたいと思いますが。(拍手) ありがとうございました。続きまして、議案第 22 号平成 16 年度大野郡 5 町 2 村合併協議会会計補正予算(第 1 号)についてを議題と致します。事務局、説明をお願いします。

### 事務局(総務班 田北)

資料の 7 ページを見てください。議案第 22 号平成 16 年度大野郡 5 町 2 村合併協議会会計補正予算(第 1 号)について説明申し上げます。歳入歳出予算額の補正として歳入歳出総額 74 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 2,742 万 2,000 円とする。内容につきましては 8 ページをご覧ください。

歳入に関してですが、歳入の繰越金の予算額のところで当初予算 1,000 円に対しまして補正額 74 万 3,000 円、補正後 74 万 4,000 円、合計としまして 2,667 万 9,000 円の当初予算に対しまして補正額 74 万 3,000 円、補正後 2,742 万 2,000 円となっております。

歳出につきましては 9 ページをお開けください。役務費に公用車任意保険料として 4 万 7,000 円の増額、繰越金を残り 69 万 6,000 円を予備費の方に補正をしました。

補正内容の合計ですが、2,667 万 9,000 円に対しまして補正額 74 万 3,000 円、補正後 2,742 万 2,000 円となっております。以上です。

### 芦刈会長

はい、平成 16 年度の会計の補正予算につきまして説明を申し上げましたが、何かご意見等がございますでしょうか。

### 委員

なし。

### 芦刈会長

よろこびますか。それでは拍手でご承認をいただきたいと思いますが。(拍手) ありがとうございました。続きまして、議案第 23 号大野郡 5 町 2 村合併協議会公立医療施設総合検討専門委員会設置規程の一部改正についてを議題と致します。事務局、説明をお願いします。

### 事務局(総務班 田北)

資料の 10 ページをお開けください。大野郡 5 町 2 村合併協議会公立医療施設総合検討専門委員会設置規程の一部を改正する規程を申し上げます。第 4 条第 5 項中「会議資料」を「会議録等」に改める。第 8 条を第 9 条とし、第 5 条から第 7 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 4 条の次に次の 1 条を加える。(会議録) 第 5 条委員長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。(1) 開催の日時及び場所(2) 出席委員等の氏名(3) 議題及び議事の要旨(4) 前 3 号に掲げるもののほか、委員長が必要と認めた事項、2 会議録は、委員長及び委員長が指名した 2 名の委員が署名しなければならない。附則この規程は、平成 16 年 6 月 24 日から施行する。以上です。

**芦刈会長**

はい、ただ今、議案第23号につきまして説明申し上げましたが、何かご意見等がございましたらお受けしたいと思っております。よろしいですか。はい、それでは第23号につきまして拍手でご承認をいただきたいと思っております。(拍手)

ありがとうございました。それでは、続きまして、協議に入らせていただきます。継続協議となっております第60号、61号、67号、68号と順を追って協議させていただきたいと思っております。よろしくお願いを致します。最初に協議第60号広報広聴事業の取扱い(その2)についてを議題と致しますが、継続協議となっておりますので何か報告、ご意見等お受けしたいというふうに思っております。はい、どうぞ。

**佐藤委員(犬飼町新市まちづくり委員長)**

犬飼町のまちづくり委員長の佐藤でございます。原案には賛成でございますが、公平性の観点から事業及び内容を適正かつ調整を特に要望したいというようなことがあるので、報告をしておきます。また未整備地域の整備についても財政への考えが大変であります。このような時代であり、努力をお願いしたいという強い要望がございましたので、併せて報告を申し上げます。

**芦刈会長**

犬飼町さんから要望ということで意見がございましたが、その他ございませんか。はい、生野委員。

**生野委員(三重町議会議長)**

はい、三重町の生野でございます。協議第60号の広報広聴事業の取扱いについては、三重町の特別委員会では6月7日に大野町の土地開発公社の検討と併せまして現地の打ち合わせ会議、そしてまた町長さん、議長さん、県職員の立ち寄りの中で意見交換をさせていただきました。そして資料等を見て十分検討してまいったところでございますが、今後のデジタル化への対応化と新市の財政に大きな影響を与えることが十分考えられるわけでございます。

さらにその後、清田議長さんと担当の参事さんが説明に参ったわけでございますが、その資料等を見ました時に、最初の資料と後の資料とデジタル化についての経費がかなり違ってございました。そのようなことでデジタル化へ対応するには、かなり負担がかかるなということを感じております。それと先ほども犬飼からも言われましたように公平性ということで見たときに、この事業が大野町に1町だけあるということで、今協議会におかれまして皆さん方の協議のうえの方針のうちに、負担公平の原則として持ち帰って検討していただきたいと思っております。

負担公平の原則といえますのは、15年3月26日に提出されました協定項目にかかわる協議方針についてという中で、その項目に負担公平の原則、そして行政格差を生じないように努める。やはりこれは大野町1町だけがこのケーブルテレビの恩恵、利用サービスを受ける。負担を投ずるがサービスは受けられないという状態でございます。先ほど情報化の時代になりまして、5年以内に各町村にケーブルテレビがつくということもおそらく新市の建設計画の中を見ても、できないのではないかなと私どもが思う所でございます。従って、現時点では三重町の特別委員会と致しましては、合併後、独自採算の観点から利用者負担による運営をすることをお願い致したいと思っております。以上です。

**芦刈会長**

はい、大野町の町長さん。

**佐伯委員(大野町長)**

三重町さんから今、継続協議ということですよという意見が出されましたが。

**生野委員(三重町議会議長)**

継続協議を外してここで論議できることは論議をして。

## 佐伯委員（大野町長）

はい、分かりました。論議をということでございますが、この広報広聴事業は、特にケーブルテレビにつきましては4月8日に提案されて継続となっております。そこで、本日は理解を賜るためにご意見を申し上げたいと思います。

合併は合併特例債という給を示され、期限を切られました。決して、延び延びといかない議論をしてきたわけです。私は7カ町村のそれぞれが置かれた地域性、歴史と文化の中から、過疎化とそれぞれ町村の存亡を懸けてどのように自分の地域、町村を継承発展させていくのかという観点から、これまで執行部と議会また住民の皆さんが、力を合わせながら政策を展開してきたその結果を持ち寄るのが合併の概要ではというように思っております。

これまで7カ町村の築いてきた結果、成果。それはあるものは施設であり、あるいは施策であろうかというふうに思いますが、その大部分が現在もまた将来も住民福祉の向上に役立つ有効なものであるというふうに考えておるわけであります。またそれらはこれからの新市となった際の新しい市民の共通の貴重な財産であります。この各町村が築いてきた貴重な成果、財産をお互いが尊重しながら、新市においてこれを最大限に活かしていくところに合併のメリットがあり、また合併後の地域が発展していくという展望がここにあるのではないかとこのように考えております。

合併というのはスケールメリットがあるものであります。このスケールメリットの内容には、1つは施設をいくつも作らないで1つ作ればよいではないかというメリットがあるかと思いますが、もう1つは今述べたように各町村がこれまでに築いてきた貴重な成果、財産をみんなで共有して活用することができるというメリットも、このスケールメリットの内容に考えられるというふうに私は思っております。

例えばエイトピアという施設がございます。これも全国の一流の文化芸能を催すことができます。これは広域連合の側で三重町さん、地元が8割負担ということでやっていただいておりますけれども、こういう立派なものがございます。また西日本あるいは全国に名をとどろかせております神楽大会等のまちづくり、村づくりをやられております清川村。そして30万人を集客しようかというチューリップフェスタ、そして地域の中核医療施設を造られた緒方町。シャクナゲとかアジサイあるいは用作の紅葉といったこういう歴史の成果、これを継承する。また朝倉記念館を作られました。やすらぎのまちづくりの中で多くの来町者を迎えて努力されております朝地町さん。

そして特に若者の定住に大きく貢献をしております3社あるいは4社の企業誘致に頑張られまして、現在350名を超える雇用機会を作るように努力をしております千歳村さん。大野川を活用したカヌーの全国大会の開催をできるようになるまで整備をされた犬飼町さん。この大野町は約1,200強戸も潤すダムを造って立派なかんがい設備をした耕地、大地に食料基地を作っております。また風土を活かして日本文理大学と交流を図る等努力をしております。その中の1つにこの若者が求める高速大容量のケーブルテレビも1つの取り組みの成果ということで、そういう観点から見ただけであればありがたいと思っております。

今、各町村のそれぞれ特徴的なことを申し上げましたが、他にそれぞれ産業や福祉や教育と立派な成果を残し、立派な財産を築いておられます。この大自然の中で雄大な大野川に抱かれますこの地域は、まさに豊富な成果を残しておる。これを新市において継承してどのように活かし、さらに地域の発展をどう図っていくのかというのがこの合併論議に付託されたわれわれの課題ではなかろうかと私は考えております。

合併後におきましても、この社会資本投資は当然必要でありますので、この地域によってはこれまでと同様に設備費あるいは維持費、管理費に大きい小さいという違いがこれからも増えてくるということは当然のことでございます。維持費、整備の大きいものはそれだけの効果を生む。また生まれていくように活用していくように私どもは努力をしていかななくてはならないのではないかと考えております。費用対効果の点でこれは除かなくてははいけないというのはほとんどないと私は考えております。

この合併協議の中で多くの委員さんから地域、特におれの地域はさびれないようにしっかりやっというじゃないかという意見もたくさん出されました。私どもは深く賛同するのであります。

本町のケーブルテレビについてでございますが、この事業の中に2つございます。防災行政情報の音声告知部分はすでに協定項目第26号の中で確認をいただいております。今、問題となっておりますのが、テレビ

の部分と行政の自主放送番組と映像部分について経費が高いのではないかとということで論議されていると思います。

現在、年間このケーブルテレビの経費は 6,055 万円、そのうち、防災無線行政情報に関するものが 3,066 万 2,000 円、テレビ部分が 2,989 万 2,000 円であり、このテレビの 2,989 万 2,000 円のうち、住民の皆様から徴収している金額は 2,727 万 8,000 円です。テレビに関してまだ足りないのではないかとという部分があるとすれば、261 万 4,000 円ということになります。

この防災行政情報の 3,066 万 2,000 円のうち、特別交付税措置が 743 万 6,000 円。5 町村も防災無線を持たれております。防災行政無線 5 町村の一人当たりで経費を換算すると、本町に置き換えますとどうなるのかというと 205 万 8,000 円。これを引きますと 2,116 万 8,000 円、それとテレビの受益者から徴収している残り 261 万 4,000 円を足しますと、合計 2,378 万 2,000 円というのが、今、町が負担している部分があるのではないかとという部分です。さらに私が最初の会議で申し上げましたが、このまま横滑りで新市に引き継いでくださいということではありません。

それは新市において他の財産の使用料と合わせて検討していただきたいと言いましたが、現状でもテレビの使用料 1,200 円には NHK の受信料は含まれていません。CS の部分 (9 チャンネル) がありますが、16 年度予算で 683 万 8,000 円を計上しています。これがサービスといえばサービス。これから、関係者と協議して利用者に限るという方向で相談できると思っています。自主放送番組の予算を今、500 万円予算を組んでいます。これも、今までの精度を落とさなくて半分程度でなんとかやっているとと思っています。先の 2,300 万円からこれを検討すれば 2,000 万円を割るのではないかとというふうに考えています。

ケーブルテレビの運営審議会、番組審議会があります。そこのご意見も聞き、住民の皆さんのご理解をいただかなければならないことですが、検討の余地があるということです。この約 2 千何百万について今後、情報ネットワークが新市において必要であるということで建設計画の案にもありますが、私はこうしたすればするほど行政の一元化、情報を市民の皆さんが共有するというのを非常に大切な問題だと思っています。

このケーブルテレビが予算的にすぐにできないのではないかとということですが、いろいろと工夫をすれば、民間の業者とタイアップするとかいろいろと工夫をしていけば可能性がないことはないと思っています。

情報ネットワーク事業のパイロット事業の維持費、新市においてケーブルインターネットが役立てれば、できる地域がありますよというための情報の整備、維持費ということを考えれば、実質の本町の持ち出し分の負担が大きいのか小さいのかということをお判断をいただきたいと思っています。

前にいろいろな工夫をされまして、県南の地域はすべてケーブルテレビを整備するということでもありますし、現在においても約 41 パーセントが普及しておる状況であります。新市においてもいろんな工夫の中で新しくケーブルテレビ事業を取り込まれることを申し上げたいと考えております。

以上長くなりましたが、今、説明申し上げましたことを本町の考え方ということで、なるべく賛成をいただきましてケーブルテレビについては新市に引き継ぎ、ただし事業内容については新市において調整するという原案にご賛同賜りますようお願いを申し上げまして、原案に賛成答弁ということにします。ありがとうございました。

#### 芦刈会長

はい、その他ご意見がありましたらお願いいたします。はい、清田議長。

#### 清田委員 (大野町議会議長)

たまたま立場上、続きますけど、お許しをお願い申し上げたいと思います。私たちの防災行政無線の取り組みを、平成に入る時点から公的立場で町村に希望してきた計画であります。話が飛びますけれども、大野広域連合の冊子が平成 13 年 9 月に発行されています。

これは大野町地域広域町村計画の基本計画であり、平成 13 年度から平成 22 年度に渡るものであります。

皆様方お分かり知ることと思うのですが、まちづくり委員長さんの状況は分かりませんが、この中に情報化世代の到来、CATVへの取り組みということが記載されております。これはどういう方が集まって協議されてまとめたものなのか、すぐ分かるわけでありまして、何かあればコピーして差し上げますが、これも私たちには追い風にもなりましたし、こういう時代なのでたとえ田舎でも常に新しい情報の中で若者が動き、お年寄りがそれを享受しながら生活していくという環境づくりこそが、これからは大事ではなかるかととらえたわけでありまして、県の方の豊の国ファイバーネットワーク、光ケーブル等の県内を網羅したような取り組みも行われましたし、そういった状況の中でやってきたわけですね。

三重町さんのあらゆる方面からの分析は頭が下がる思いがしますが、町長が今申しあげましたように、そのとらえと現実はどういうものがあるのかということを理解していただきたいと思っております。いろいろと指摘事項もございました。2011年地上波デジタル、そのときの試算はどれくらいかかるのかということで現在の価格の試算を出して、まとまることを出していいかどうか、予測では駄目だ。こういう数字を出して評価をしてもらおうじゃないかと。その時代になれば日本の社会はデジタルしかなくなるのですから、技術も社会も経済も情報もさらにもっと進歩するわけでありまして、当然価格は下がってくるであろうと。

しかし今、杞憂している人にとっては、これは希望的観測ではないかというところが、私にはどうしてもぬぐいされないのではないかなと思っております。そここのところはこういう説明をするまでもなく、少しご理解いただけるのではないかなと思っております。だからそういう数字を的確に今出したわけでありまして。

それから、全体の事業につきましても正確に出しましたけれども、事業入札減の状況等もございまして、これはその都度の取り組みで違って来るわけでありまして、安易な説明をしなかったわけでありまして。

防災行政無線の役割の部分につきましては、町長の方から詳しく話がありましたけれども、この点につきましてはご理解いただいたのではないかなと思っております。娯楽番組や自主番組については、今後の課題としてわれわれは十分にとらえております。利用者がそれなりの負担という状況を厳しくとらえていかなくてはならないと考えております。

実働しかけて1年2カ月ちょっとでございまして、当初は不具合もございまして1年足らずの状況でございますので、町民の皆さんの中には、利便性と情報に常に接するという楽しみが芽生えてきておられるわけでございます。町の方針と議会と住民の皆さんと一体となって取り組んできたのであって、この時期において指摘する点は十分解りますけれども、利用のひとつひとつを取っても完璧にそうですね、これは少し検討しなくてはいけないなという状況下ではないかなと思っております。ところがこれからの課題であります新市に受け継いで新市の財産として皆さんの意見を聞きながら、私たちは先駆的な立場の中で活動していかなくてはならないと考えております。

決意的な希望的な状況で申し訳ございませんけれども、この部分につきましては断片的でございますけれども、もう少し踏み込んで、相手の積み上げてきた事業を理解していただければ、これからの時代は口では情報化といいますが、もっと技術と情報の進歩というのは私たちの年代では追いつかないというところに希望を持たせるということが大事ではないかなと思っております。余談ではありますけれども、そういうご報告もさせていただきたいと思っております。どうぞご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

#### 芦刈会長

はい、三重町の生野委員。

#### 生野委員（三重町議会議長）

佐伯町長さん、清田議長さんからケーブルテレビにつきましての必要性を力説されたようでございます。そのようなことは十分、分かるわけでございます。今回の合併につきまして新市建設計画、財政計画等が出来ました中で、私どもの町は他の町村も同じでございますけれども、町政座談会の中で説明したように、三重町だけで実施しておる独自事業については合併までに廃止するというのを強く説明してまいったところでございます。

簡単に三重町の状況を申し上げますと扶助費でございまして、重度医療の65歳以上の給付を受けている方

が1,249万3,000円、父子医療につきまして18万8000円、母子児童福祉手当が282万2000円、寡婦医療が1万9000円、受託介護用品が590万円、三重町の敬老年金が132万5000円、針灸利用費給付金が88万1000円、合わせますと三重町の単独事業で2360万9000円をそれぞれ町負担、単独事業しています。そういったものが一旦廃止になるということで非常に厳しい意見が出されたわけでございます。ケーブルテレビの金額は少し高いですけれども、負担の公平性を最初の協議の中、全会一致で決められておりますし、正の残高も負の財産も新市に持ち寄るということをそれぞれ理解されております。その中でケーブルテレビにおきましては何らかの形で独立採算制というような形をとっていただきたいという考えでございます。

## 芦刈会長

はい、その他。はい、清川村の衛藤委員。

## 衛藤委員（清川村新市まちづくり委員長）

時間が下がりますので長くなると恐縮なのですが、この問題を清川村で議論しましたが、町長さんが利用料については実情において考えざるを得ないという発言がありました。そういうことで私も議論をしましたが、それは原案で良いのではないかと、大野町当局のそういう考え方も含めてこの問題は原案通りで良いのではないかとということがありましたので説明申し上げておきます。

この施設は私どもが全部きちっとして理解してはおりませんが、私は最初、白杵市で見学しましたが、短い説明でしたが素晴らしいものと思いました。

今日も合併会議を収録しているのだと思いますけれども、次の日ぐらいい大野町の方に出会えますと詳しく話を聞きます。やはり文書等の伝達の方法もありますけれどもこのまま大野町民の方にいち早く中身を着色しないでそのままお伝えできるというのは素晴らしいことだと思います。金がかかるわけですが、南海部郡では各町村が競って作っておりますが、できれば当地においてもやっぱりできればお願いしたいと思うわけであります。

今まで資産というのは固定資産とか流動資産とかいう資産のことでありましたが、最近知的資産という言葉が出てきました。これは何かというと説明する必要がありませんけれども、各メディアであるとかあるいはITであるとか、そういう先端技術による情報のデータの伝達、知識の習得というものが非常に重要視をされているところであります。

さらに21世紀を考えてみますと、こういう極めて進んだ先端技術を駆使して社会を豊かにしていくということは非常に大事なことでありまして、食わず嫌いではいかれない時代が来ている。テレビもデジタル化が何年先かになってしまいます。デジタルテレビは使えないでは済まされない時代がきておるわけでありまして。そこで知的資産を所有して新しい時代に人々が開放していくということから考えますと、大野町さんのやられたことは極めて先進的なことをやられたと思います。さらにきりなく考えていくとテレビや自動車、そういうもので日本経済は普及浮揚して来ましたが、しかし、これらがある程度の壁が見えつつある時に、この最新技術というものがどんどんとはびこってきているということは、経済の上からも非常に好ましいことだと思います。

けれども、ない袖は振れませんけれども、ここは考え方で何が重要なのかということを考えて知的資産を所有して、今日の先端技術の恩恵を享受することが新市において非常に大事だと思います。これを駆使すれば都市に住んでも農村に住んでもどっちが良いかといえば、水も空気も人情も美味しい食べ物も自分で作って食べられる地方の方が良いのではないかと回答で、私は決して過言でないというふうに思います。

私は69歳の時にパソコンとデジタルカメラを買いました。あんなことをあの人ができるかと笑う人がいましたけれども、何とかかんとかこなしております。これは非常に良い物でありますけれどもやはり金は要ります。私のテレビは、デジタルは金がかかりませんが、BS料が年間4万ぐらいかかります。インターネットの接続料、これが1年6万ぐらいかかります。ただし、それで得た知識常識というのはとても計り知れません。

百科事典は買ったときが一番新しい。しかしインターネットの情報というのはどんどん差し替えていきま

すので、最新の情報が常に自分の部屋で見ることができるというものです。そういうものの一種の中にケーブルテレビという記述があるというように理解しています。従って、新市は文化産業のすべての先端を走るよう作らなくてははいけませんけれども、その中にIT技術等を駆使することは絶対必要だというふうに思います。あと新市の執行者、議会そういう方々がこれについてどのように適正な運営をされるのか。そのことによって金の輝きを生むだろうと。そのように私は思います。

ぜひ、そういうことで問題は残しますが、新市の執行者と議会の方で適切に船を動かす皆さんもそれに対応して立派な初期の目的が新市になっても進めて達成できるように、他の地域の模範になってもらいたいということを申し上げたいと思います。これは私見もありますけれども清川村の新市まちづくり委員会の議論も踏まえながら申し上げております。よろしくをお願いします。

#### 芦刈会長

はい、他にご意見ございませんか。はい、どうぞ。

#### 羽田野委員（朝地町長）

朝地町の羽田野といいます。まず短的に申し上げます。やはり特色のあるまちづくりで財産を残すという部分は、その当時のそれぞれの執行者でありますし、議会をする方々の1つの見識の中でそういうものを残してきたのだろうということでありまして、今回のこの合併についてもすべての財産を引き継ぐということでもありますから、そういう方向でケーブルテレビも引き継いでいったほうが良いのではないかとこのように思っております。

それと同時に議論の過程として三重町さんに確認しておきたいのは、もう今後ケーブルテレビは要らないのかというそこら辺の判断だと思えます。先ほど犬飼の方と清川委員長さんも言いましたように、私はケーブルテレビというのはこれからの時代は必要だと思っております。特に今新市まちづくり計画の中でも大野郡が少子高齢化している厳しい面があるわけですが、そういう面では若者がこのような物によって希望を持って生活するということがあるのではないかとという意味では、このケーブルテレビを大野町に限らず新たに加わる町村にもできるだけ広げていこうというひとつの発想というのが大事ではないかなという気が致しております。

その中で負担公平の原則をどうするかというところでありますが、これはケーブルテレビという大きな事業であるからこそ議論があるのであります。小さい面でもそういう負担公平の原則というものがあるのであります。いいところは残していこうというようにこれからの議論を目指していけないといけませんことでもありますから、そういう意味ではこのケーブルテレビの負担公平の原則を先ほど大野町の町長さんも話しておられましたように、利用者負担の原則ということでもありますから、今後、新しい市になってこういうものを作ったときに、どういう負担の公平原則の中で負担の対応をしていくのかと、個人としての事業所負担と公費としての負担をどうやっていくのかをルールを作っていけば、その中でおのずからケーブルテレビに限らずいろんな事業に対してもその辺が当てはまるのではないかと。そこで1つの負担公平の原則というものが決められるものでなければならぬのではと思っております。

先ほどから各町村もいろいろと特徴あることをしておりますけれどもそれについて、負担が大きいから止めてしまえということにはならない。良いものについては残していくという原則の中で、私は今後、新市に継続していく場合には、その辺を踏まえて対応していこうということであれば、ケーブルテレビというのはぜひ残して、できるだけ近い将来に全市的に広げていくという発想の中で議論をしていくのがよいのではないかとこのように思っておりますので、そういうことを申し上げておきたいと思っております。以上です。

#### 芦刈会長

はい。

### 山中副会長（緒方町長）

今の議論を聞いていますと、大野町の町長さんの方から広域連合の話をされましたけれども、もう何年前になりますか、広域連合を設置するというのは日本全国で第1号だとちやほやされましたけれども、実は内部の議論では、広域連合の事業で文化センターを造るということでありましてけれども、なぜ文化センターを造らなくてはいけないのか、それも三重町に、そういうことで内部は喧々諤々だった。おそらくその議論をした当事者というのはあまり残っていないと思いますけれども、その当時周辺のまちは利用がないと。学校とかは利用要件を設けるけど、やはり三重町が適切ではないかといったことで今、建設費の8割を三重町が持っておると思います。周辺町村が2割。おそらく行事に対しましては若干の調整があると思います。

その時の議論を持ち出すわけですが、この文化あるいは必要な施策はやはりそのまちが必要な時に必要な事業をするという、大変失礼なのですがそれでもわれわれもあまり利用はしないけれども、この時期、時代でありますのでそういうものも大きな地域の中には残さなくてはいけないということで、喧々諤々ありましたけど、利用負担で将来的には各町村が負担をするということでもあります。

合併になれば広域連合があつて同じ使用負担になるわけです。公平の原則が採られれば、先ほど言われたいろんな施策をしています。広域受信しておる。それが遅れておることは致し方ないことでありまして、それを一律に2年のものを非常に大切なものを、費用負担を公平にということを原則的に無理だろうと思しますので、議論を蒸し返して悪いのですけれど、そのようなことをお考えいただいて、もし費用のことを考えるのであれば、昔喧々諤々とした話し合いがあった。しかし、その時々において、その町にはお互いが協力する姿勢があるということをご認識いただきたいと思います。

### 芦刈会長

はい、三重町生野委員。

### 生野委員（三重町議会議長）

朝地の町長さんが言われたことは、三重町はケーブルテレビは要らないのではないかと聞き取ったのですが、三重町はケーブルテレビを廃止ということは考えておりません。負担公平原則の中で見直しをしていくべきではないかと主張しているわけでありまして、緒方町の山中町長さんが広域連合の文化会館のことを言われていましたが、場合にして三重町のものを使う。

郡民も使う、大分県民も使う、もっと不特定多数の方が利用できるわけでございます。このケーブルテレビにつきましては、他の町村の人がたまたま家に行った時に見るかもしれないけれども、家に上がって見るということはほとんどないのではないかなと思っています。そういう視点とは少し考えが違うのではないかと考えております。

### 芦刈会長

はい、羽田野町長さん。

### 羽田野委員（朝地町長）

生野議長さんの話をしますと要らないといったわけではなくて、今後必要ないのかということで、私は必要があるからこそ今後とも全市に広めていく1つの方向でこのことを考えたらどうですかと話したわけがあります。三重町さんが要らないといったらおしまいということで、そういうことはないという判断であって、ぜひともこういうものについては良いものでありますし、若者も定住するということになりますと、素晴らしい施策になるということの中で広めていく可能性を含めて議論をした方が良いのではないかと考えてあります。そのようにとっていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

### 芦刈会長

三重町の生野委員。

**生野委員（三重町議会議長）**

はい、分かりました。

三重町もやはり若者がこのようなケーブルテレビ、情報ネットというものを好んでおります。必要であります。新市の財政負担が許せば早期に私どもも作っていただきたい、配信していただきたいという考えを持っていますけれども、その間は大野町さん、もうひとつご配慮お願いいたします。

**芦刈会長**

はい、大野町長さん。

**佐伯委員（大野町長）**

負担公平ということと独立採算でということをおっしゃってありますが、私が冒頭言いましたように、テレビ等映像部門でテレビの視聴についてはほぼ独立採算的にしておるので、あとは行政の情報とか防災行政無線の点でいろんな機能が良いので少し高いということもありますし、ケーブルネットの情報、光ケーブルも、ケーブルインターネットをしたければこの地域に来れば良いことで、それは三重町に住宅を建てたのと同じなのですよ。

大野町だけの財産ということには決してならないのですよ。やはりいろんな施設を使う場合にはその施設があるところに皆、足を運ばなくては使えないのですよ。そういう意味であり、大野町だけの財産ではないかということになりません。全部市民の財産になっていくわけですから。それと今からケーブルを広げていく上では基地局はできているのだから、その分をこれから伸ばしていくにはその分が安くなるわけですから、それも大野町だけの者にしか使わせないということではないのですよ。市の財産になっていくのですよ。ですからこれは大野町の住民だけが使うのではないかという論議はそろそろ止めて頭を切り替えてもらいたい、お願いします。

**芦刈会長**

はい、犬飼町の若松議長さん。

**若松委員（犬飼町議会議長）**

犬飼町の若松でございます。先ほどからケーブルテレビのことですね。4月8日に提案を致しておる。それから4月22日、5月13日、5月27日そして今日と論議を重ねて、先ほど大野町の町長さん、議長の方から本当に大野町の町民の声といいますか、新市の利便性、高度情報化社会の必要性ということをお話しして、できれば大野町としてもこのまま引き継いでいただいて、その間も一生懸命やるのだということでございますので、長くは申しませんがどうか生野議長さんの方、三重町の方々にもご理解を賜って今日これを確認していただきますことを重ねてお願いを申し上げます。論議は尽きているというふうに思っております。以上です。

**芦刈会長**

三重町の生野委員。

**生野委員（三重議会議長）**

今日は確認できないと思います。先ほど佐伯町長さんから大野町に来てインターネットをするということをおっしゃっていただきましたけれども、これは三重町でもどこでもできますから。それで本来なら大野町さんの方から継続というような形を採らしていただきたいのですが、今日も大変悪いのですが継続という形で収めていただきたいと思っております。先ほど大野町の町長さんがケーブルテレビにつきましての運営についての詳しい説明もいただきましたので、それを持ち帰りまして十分検討してまいりたいと思います。

**芦刈会長**

はい、浅野委員。

**浅野委員（朝地町議会議長）**

朝地町の浅野でございます。先ほどからずっと議論を聞いていたわけですが、両方無理を言われておるわけではないが、分からないわけではないという部分も確かに三重町の議長の言うように分かります。ただ周辺の部分も理解していただきたいというふうに思います。先ほどインターネットは三重でもできるとおっしゃいましたが、われわれ朝地町ではADSLが入っておりません。ということはこのケーブルテレビがうちは近いわけですから、これを持ってきていただくことにより、それぞれの利用者が安い金額で高速インターネットの共用がすぐに開始できるわけです。

その辺のことを金額だけで、今ないところに対してどうだこうだということは、これからのまちづくりでございますので私どもの夢のあるまちを創っていききたいと、先行して努力をされている、少々きつい思いをしても頑張っておられることに対して私は敬意を表して私も一緒に負担をしたいと思えます。

あるものに対して自分のところの標準に合わせるようにしますと、各町村個性のあるまちづくりをしてきたことがすべて水泡に帰してしまって、新たなまちづくりに対する非常に大きなかせになるのではないかと、私はそれぞれ個性を持って今、それぞれの自治体があるわけですから、そこで頑張っておられるのですから、これが1つになるということに対していろいろなギクシャクした部分があると思いますが、お互いに尊重しあうことと財政が苦しいのは分かるのですけれども、それは新市において互いに協議するということで、お互いに理解できることではないかなという気が致しております。

議論は結構だと思いますが、お互いあまり感情的にならずにね。三重の方はADSLが皆入っておるのではないかなと思うのですよ。高速でできると思うのですが、われわれのところはまだないのですよね。これをNTTに問い合わせたのですが、なかなかすぐにできないということで、そういうことになりますと非常にありがたい。隣に住み、努力されておる。これを公平ということでいきますと経済だけでなく、私たちのできないところもその共用にあずかれるということが人間としてありがたいなという思いがあります。お金に代えられない部分だと思います。よろしくお願い申し上げます。

**芦刈会長**

はい、どうぞ。三重町の生野委員。

**生野委員（三重町議会議長）**

朝地の議長が言われたことも十分わかっております。やはり協議会の中で議論がされてこそ郡民、三重町民が理解できると思っております。

何もしないで賛成反対ということではなくして、やはり各町村どのような考えを持っておられますと、三重町の皆さんも考えを変えてくださいと、互譲を出してくださいということが言えるわけでございますので、それぞれの町村の立場の中でひとつご意見を交換するのが大事であろうと思っております。

**芦刈会長**

はい、その他意見はございませんか。先ほどから三重町から再三公平の原則を考えていただきたいという意見を出しまして、大野町長さん、それから清川村それぞれの立場でこの定義の中身等につきましてご説明をいただきました。そして先ほど三重町の議長から大野町の町長から出されました経緯の関係の説明等いただいたので、そのことを検討して継続をお願いしたいというご意見でございましたが、いかがでしょうか。

**若松委員（犬飼町議会議長）**

反対。

**芦刈会長**

大野町の町長さんとしてはいかがでしょうか。三重町としてはこういうことをいただいたので、検討していただきたいということでございました。

**清田委員（大野町議会議長）**

三重町の皆さんも何度も足を運んでいただきましたし、それぞれの立場の逆風の中で一生懸命取り組んできたでしょうけれども、私は思うのですが、私も一人の人間として答えるべき努力もしてしたつもりでございます。資料につきましてもとやかく理屈を並べるよりも事務的な分析がされながらいろんな人に加勢をお願いして、議長さんなり、特別委員長さんなりにお会いして、こういう状況で経緯してきたわけであります。

だから私としましてはもうこれ以上のことは具体的に何もなく、AさんをBさんにしてくれという以外ないのですが、AさんはAさんであり、BさんはBさんであり、うちとしては具体的に出てくればまた対応しなくてはなりませんけれども、これ以上の隠し事も何もありませんし、それこそ情報公開ですので会議の鉄則は守っていると思いますので、無礼講になりますますが申し上げたいと思います。

**芦刈会長**

はい、三重の生野委員。

**生野委員（三重町議会議長）**

はい、大野町の方の資料を頂いております。そして今日、町長さんから丁寧な説明を受けました。その中で三重町としては再度検討してまいりたいと思いますので、ぜひ継続をお願いいたします。

**芦刈会長**

三重町からそういう意見でございますが、はい、どうぞ。

**若松委員（犬飼町議会議長）**

私はこの委員会の委員の一人として今回の継続については反対を致します。今日確認をすべきだという確信を持っています。以上です。

**芦刈会長**

全員一致が原則でございますので、そのこともご考慮いただきたいと思っております。それと今、生野議長からございましたように、ただ今出されました大野町の町長さん、議長さんの意見も入れながら検討したいということで継続ということで。はい、どうぞ。

**芦刈会長**

はい、休憩。それでは1時間経ったということで、ここで3時15分まで休憩します。

（休憩）

**芦刈会長**

それでは協議を再開致します。引き続きご意見をいただきたいと思います。はい、どうぞ。

**高野副会長（千歳村議会議長）**

どんなことでも何度となく協議をされていきましたので、ケーブルテレビが地域の文化となり、これをお互いが守り育てることはわかるかと思っております。従いまして、これ以上協議をすることよりも今回で採決をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。

**委員（何人か）**

賛成。

**芦刈会長**

はい、三重町生野議長さん。

**生野委員（三重町議会議長）**

協議第60号の広報広聴事業につきましては、三重町と致しましては継続をお願いいたします。それというのも昨年の7月4日に三重町が5町2村の合併協議会からの離脱表明をし、その後、県との調整の中でこの大野町のケーブルテレビ、緒方町の病院についての2つの事業が非常に心配され、法定協議会の中で論議をするというような県との約束もされております。その中でぜひ広報事業につきましては無理な採決をするのではなく、もう1回だけ三重町に時間を与えてほしいと思っております。その方が結果的には良い方向に進むのではないかと考えております。

**芦刈会長**

はい、ただ今、生野議長から繰り返してこの協議を継続させていただきたいということで、次回には結論を出したいというご意見でございますが、いかがでしょうか。はい。

**大野委員（大野町新市まちづくり委員）**

大野町の大野であります、私は朝地の時にも申し上げましたのですが、この協議の中で全会一致というのが原則になっております。しかしながら、会議の進行上、ただし3分の2以上の賛成があったものというのが規則の中にあります。そういうことを考えたときにここで会長さんの計らいで継続というものに賛成か反対か、これを最初に決めてそれによってもし継続か否決になれば、多数決を採ったらよいのではないかと考えるのですが、会長さんの計らいの中で進めていただきたい。よろしく申し上げます。

**芦刈会長**

はい、私も会長という立場の中でちょっと三重町の町長としての発言をさせていただきたいと思っておりますが、お許しをいただきたいと思っております。

今、三重町の生野議長の方から三重町の考え方についてはご説明申し上げたところ、大野町の町長さん、議長さん等からそれに対する意見等につきましても頂きました。ただ三重町で6月8日から町政座談会が始まりまして、その中でこのケーブルテレビのことにつきまして各会場（全部の会場）で意見として出ておりました。そのようなことから先ほど議長の方から申し上げましたように、大野の町長さんの意見を聞きながら再度検討させていただき、議会特別委員会等でもそのことをご説明申し上げ、議論をいただいて最終的に次回には結論を見出したいということでございまして、継続協議とさせていただきたいという意見でございます。大野町の大野まちづくり委員長さんから決を採ったらというご意見もございましたが、私は合併協議を進める上でこれまで一度もそういう決を採ったことがありませんし、円満な解決を目指しておりますので、そのことも委員さんにご理解をいただきたいと思っておりますので、私からもどうぞよろしくお願いいたします。

**羽田野委員（朝地町長）**

決の問題が出ております。もう一度だけ三重町の委員さんに確認をしておきたいと思っております。先ほど私が話しましたようにケーブルテレビについては全面的に反対、作らないということではない、今後も必要であるという認識であるということに間違いはないですか。

**生野委員（三重町議会議長）**

財政が許せば。

**羽田野委員（朝地町長）**

そうするとその財政については先ほど話しましたように、住民負担という原則というのは、このときはこ

れに限らず作らなくてはいけないのではないかと思います。

従って、住民負担の原則というもののルール作りをするということの中で、1つの折り合いがつかないものかどうかについて、全くケーブルテレビについては否定するという事になれば話になりませんが。

しかしケーブルテレビそのものについては、今後とも新市においても必要だという認識に立てば、後で費用負担をどうするか。私は費用負担の不公平といえども当然できませんが、負担の公平といえますかそういう形でいかないとはいけません。

先ほど大野町の町長さんもある程度利用料についても見直さなくてはならないかなという話も出ておりますから、それを全く見直さないということになりますと話になりませんので、まだ生まれて1年ですから今後、そういうことを含めて見直しを検討していきたいということであるわけでありますから、当然負担をすべて新市に引き継ぐということではなくて、それも見直した中で大野町としては運用していきたいということでございますから、そういう面ではある程度の理解をいただけるのではないかと思います。

三重町の町民座談会の中でどういう話が出たか知りませんが、町民全体がケーブルテレビは要らないとかいう話ではなかったと思うのです。ただそこで負担がかかるからそれについては、どうかしようということだと思います。そうなれば今後の課題として費用負担をどうするのかということをして1つのルール作りをした中で、これに限らずすべてにルール作りをした中で対応していくという1つの方向が出ないものかということをして再度三重町の生野委員さん、まちづくり委員さん、町長さんにまた議論していただきたいと思います。

私は多数決を採るのも良いと思うのですが、これは全員一致の原則できておりますから、できるだけ協議し全員一致である程度話をまとめてもらいたいと思っています。従って、今、申し上げましたようにケーブルテレビそのものを否定するのでなければ、後の問題については1つのルール作りをした中で対応していくという方向で、1つの着地点を生み出していただければありがたいと思いますので、再度そのことについて三重町の委員さん方に確認（意思確認）をしていただければ結構で、そういう方向で確認できれば、ぜひお願いいたします。私は多数決するべきではないというふうに思います。

#### 芦刈会長

はい、三重の生野委員。

#### 生野委員（三重町議会議長）

先ほど町長も言いましたように、三重町の町政座談会等でケーブルテレビとおがた病院というものが各会場で出されたわけですが、決して否定するものではございません。やはり財政が許せば全町村が必要であるということは認めております。

#### 芦刈会長

はい、ただ今、朝地の町長さんからそのような確認ができれば継続協議。はい。

#### 羽田野委員（朝地町長）

皆さん方、今日3名一応委員として出てきているわけですから、その中で話がある程度まとまらないだろうと思うのです。基本ばかりすぐ作るわけではないだろうし、そういう基本路線が同じということになればかえってそれは1つの説明ができると思うのですが、継続ということについてはどうかということ、今までで何回継続しているか、4回か5回しておりますので、あまりにも協議会そのものについてはやはり権威がない。私はそういうふうに判断しております。

従って、最終的な方向性というのは決まっているという気がする。ただ三重町さんとしては集約ということになるというふうに思いますが、ある程度ここに来ては一つの最終的な判断をしてほしいというふうに思っております。多数決採るか、私は、それはぜひ避けたい。できるだけ全会一致をしたいという中で、そこら辺の再度の調整ができないかということをお願いしております。

## 芦刈会長

他にご意見ございませんでしょうか。はい、清川村さん。

## 森委員（清川村長）

清川村ですが、私も今の朝地の町長に賛成をします。議論につきましては出尽くしておりますから、採決までしてという意見が出たこと自体が、どれだけ皆さんが地域において協議した結果を持ち寄っているのかということも考えてもらいたいし、三重町さんが言われました座談会の席上でいろいろ出たという話を聞きましたけれども、私のところの座談会でもいっぱい意見がでました、それを全部集約したのが、先ほど衛藤委員長がのべましたことでありまして、もう清川村としては何も言うことはありません。

大野町の町長が言いましたように、何度考えても同じだと思います。そして新しい市長、まちづくり執行部の方に委任すると発言も出ましたし、もう別に検討をしなくて採決すれば決まるわけでありましてけれども、何といっても始めから採決事項はありません。ですから今日で60何項目は済んでいますけれども、全部全員一致で協議しておりますから、この際、やはり全員一致の方向で行ってほしいと思っている次第です。

そのためには三重町委員さんが言われることについても、先ほど私が言いましたように、今回に限りということになるか、あるいはこういう採決をしようということが非常に重い意味を持っているのではないかと思うのです。

今後の状態で、採決で決めたということになればこれまた問題がおこるわけでありまして、できれば満場一致をしていくための方策として、ぜひ継続できるものは継続してほしいかと思っております。

## 芦刈会長

はい、三重町小野委員さん。

## 小野委員（三重町新市まちづくり委員長）

三重町のまちづくり委員長の小野でございます。今まで三重町の議長がすべて代表して答弁を申し上げたわけでございます。

私のまちづくり委員長という意味も負うせつかっておりまして、三重町のまちづくり委員さん非常に意見が活発でございます、やはり今後は論議をしてやれませんかというのがまちづくり委員長に言われている言葉でございます、私たちもできるだけ与えて加味するよう真意を持って行って施行していきたいという気持ちはいっぱいございますが、やはり住民の意思を十分聞きながら進めていくことがわれわれの義務ではないかというふうに考えておるところでございます。議長が今、言いましたように継続させていただいて次回はぜひ答えが出るようにしていただくことをお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

## 芦刈会長

はい、他にご意見ございませんでしょうか。はい、朝地町長。

## 羽田野委員（朝地町長）

まちづくり委員長さん、今すぐに住民と一緒にというのは、それは当然です。私どもも住民の一人ですから。前回、私が短的に質問した時に次回まで解決しますかという話をした時に、生野議長さん小野委員さんそういうふうに努力しますということだったのです。そうなりますと協議会というところは、そういう話を何回もしている。ケーブルテレビについてはどうですかね、各町村とも真剣に議論をしてきている。ただ前回はそういう資料がないから継続協議ということであったから致し方ないということで、全員が継続協議に賛成した。

そういう中での協議だと思っておりましたので、私は決して無理は言ってないと思います。ケーブルテレビは駄目だということになれば継続しても駄目ですから採決でも結構ですよ。ケーブルテレビが必要であるとそういうことについては、まちづくり委員会の中でも夢と希望を持ったまちづくりをするためには必要だ

という認識をしているのであれば、あと経費の問題については、今後の課題としてできるではないかということはどうですかということと話している。

そういうことで私はできるだけ採決を避けて、できるだけ必要なのだと対応してほしいなと思っております。採決したって決して良いことはありません。また継続で行きます。これまで議論しておいて何で継続しなければいけないのかというふうに思います。

ぜひその内容を理解いただいて、三重町の3人の方々にあえて決断をお願いしたいというふうに思います。もしあるとすればケーブルテレビの悪いことであると言えれば分かりますけれども、そうではないということでもありますから疑問を持っています。皆さん方をお願いをしているわけです。以上です。

**生野委員（三重町議会議長）**

休憩をお願いします。

**芦刈会長**

はい、三重町から休憩の申し出がありますので休憩を致します。よろしくお願いします。

（休憩）

はい、それでは協議の再開を致します。休憩前に三重町の方から休憩をという申し出がありましたが、三重町の生野委員。

**生野委員（三重町議会議長）**

はい、休憩中に三重町では相談を致しまして、佐伯町長さんの方から具体的な説明を伺ったわけでございます。また清田議長からも説明をいただいたそのことについて、私どもは三重町に持ち帰って十分論議し理解を深め、ぜひ次の回には原案に届くように最大限の努力をしていきたいと思っております。議長としてそのような考えでございます。ですから今回においては、ぜひ継続協議にさせていただきますように各委員の皆さん方をお願いを申し上げます。よろしくお願いします。

**芦刈会長**

はい、その他。

**小野委員（三重町新市まちづくり委員長）**

私は先ほど発言をさせていただいたわけですが、まちづくり委員の中で先ほど大野町の町長さんからの話を理解するまでには十分に至ってないというわけでありまして、この問題を持ち帰りご理解をいただければ、議論をし、ご理解がいただけるようになるのかなという気も致しますので、ぜひひとつ継続いただきまして次回にその結論をみたいというふうに思いますので、どうぞ皆さんご理解をいただきたいと考えています。よろしくお願いします。

**芦刈会長**

他にございませんか。はい、緒方の長さん。

**山中副会長（緒方町長）**

本当に議論出尽くしたと思います。本音の言葉を言われたと思いますし、大野町の町長さんの真からのお話がありました。この議論もですね、やはり三重町の皆さん方にはお持ち帰りをいただきたいという気持ちであります。先ほど犬飼の町長さんの方からルールが出されましたように、朝地の町長さんが言われたようにここでひとつ採決をとすることは決して将来にしこりを残すかもしれません。そういうことでできれば避けたいという気持ちもあります。せっかくそのような町長さんのご説明もありますので、私は次回の協議会

に期待をして、この問題を継続いただきたいと考えますので、今回はいろんなご意見もありませんけれども、次回まで継続ということで私からもお願いしたいと思います。

#### 芦刈会長

その他ございませんか。はい、大野の町長さん。

#### 佐伯委員（大野町長）

大野町の町長です。本来は私も意見を述べるとするならこの場でというふうに思っておりますけれども、今、三重町の議長、委員長さん、緒方の町長さんからもいろいろとお話がありました。

議論をする前にこちらの方向で努力したいというふうな姿勢でございますので、これは評価をして次回ということでも結構だと思います。ただ、今からまた話を触れておる。それはもうありませんので、もう論議は尽きておりますから。だからしっかり論議をして次回ですね、ぜひご理解いただきたいというふうにお願いを申し上げまして、継続で結構でございます。

#### 芦刈会長

はい、それでは犬飼町の若松議長さんから休憩の申し出がありましたので、4時10分まで休憩を致します。  
(休憩)

それでは協議の再開を致します。ご意見等伺いたいと思いますが、大野町の議長。

#### 清田委員（大野町議会議長）

大野町ですけれども直接関係がある町と致しましては、三重町との研究調査の機会を多く持たせたことを逆にありがたくも思っておりますし、その心積もりもできているつもりでございます。真摯の取り組みには敬服したいと思います。

われわれもかかわってきたということは汲んでいただきたいなと。こと時代の習性というのは、皆さんから意見が出たところでありますので、これは新しいまちの核として、この事業を推進する方向でお互いが努力をするということを確認したいと思います。

私は先ほど言われました犬飼の若松委員のこの協議の進め方については、全く賛成しております。とにかくあらゆる状況の中で、より良い方向が見出せる可能性があるのならばということで、何度も何度も休憩をとってやってきたわけでございます。私としては、小委員会の状況と今日までの法定協議の状況とあらゆる中で皆さんと同じように一生懸命やってきたつもりでありますので、時間的なことを小委員の皆さん、住民の皆さんが法定協議で何をやっているのかという印象しか残らないのではと。やはり区切りは区切りとしてつけるべきではないかということを感じて持っております。だからこれが賛成であろうが反対であろうが、その意思を表現する事がわれわれの責任であると思うのです。その延長線上になければいけないと思っております。長く言っても仕方がないですが、今、議長とも話をしましたが、お互い考えや助言も聞きましたが、三重町がさらに努力をして今後の課題についてもなお一致団結した中で取り組みを展開していくというようなお伝えも聞いております。そのことから期待をされるならば、若松さん、どうでありますか。私の対応をあなたの方で締めくくっていただければ分かるのですが。

#### 芦刈会長

はい、ありがとうございました。若松議長さんお願いします。

#### 若松委員（犬飼町議会議長）

先ほど休憩を取らしていただいて協議に協議を重ねました。私、若松成次、この委員としては最初に言ったように今日は議論も出尽くした。それから21世紀に相ふさわしい本当にケーブルテレビが高度情報化社会

を迎える中で絶対必要な事業であると、私は今日確認し採決をするべきだと思っております。

しかしながら、これは当協議会を、地元まで町長、議長、議長は私に任せるといってごさいませけれども、しかし大きな観点で、それを実現する互譲精神、共存共栄という大きな観点を私としては曲げたくはごさいませけれども、今日は継続協議ということで了解を致します。しかしながら1点だけ確認をさせていただきます。

三重町の生野議長さん、まちづくり委員長さん次回には必ずこれを確認していただく。今日約束すれば確認したことになりますから約束はしませんけれども、男と男ですから、政治家と政治家ひとつぜひとご努力、ご尽力を特に三重の町長さん、あなたにもリーダーシップを発揮し、優れたところ発揮し、次回の協議会においては必ず確認できるように努力をしていただきたいと思います。血の出るような努力をしていただきたいと思いますということをお願いして、継続協議でやむを得ませんけれども、同意します。以上です。

#### 芦刈会長

はい、ありがとうございました。この他ご意見ごさいませんか。はい、ただ今若松議長の方からも継続協議というようなご意見をいただきました。そのようなことで協議第60号につきましては、継続協議とさせていただきます。

はい、ありがとうございました。

#### 委員

異議なし。

#### 芦刈会長

はい、それでは協議第60号広報広聴事業の取扱い(その2)につきましては継続協議とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

それでは続きまして、協議第61号病院・診療所の取扱いについてを議題と致します。ご意見を伺いいたしますが、はい、三重町生野議長さん。

#### 生野委員(三重町議会議長)

広報広聴事業では継続協議とさせていただきます。ありがとうございました。

それでは協議第61号病院・診療所の取扱いについての三重町の考えを申し上げたいと思っております。本町といたしましては原案に賛成するわけではないのですが、合併調印までに調整するという文言で、調整するのは矛盾があるのではないかなと新市まちづくり委員会、特別委員会等の中で考えられるわけでごさいませ。

そこでこれから目指していきます点についての今まで主張した修正案は取り下げします。病院・診療所の取扱いにつきましては多くの郡民が非常に注視しております。今、公立医療施設総合検討専門委員会においてこの結論のお願いをして論議をしています。これまで3回、その委員会では協議をしておりまして6月30日に第4回の委員会が開催されることになっております。

当初では6月に中間報告、8月に最終決定を出すという計画でございませけれども、資料等がここに出てこなかったというようなことで少し遅れておるかなという状態で、皆さんがこれから先、急ピッチで協議をしていかなければならないと思っておるわけでごさいませが、その結論が出たところで協議会では一定の結論を出すというべきではなからうかと思っております。

またそれが出るまでは、やはり簡単には調印をできないのではなからうかと思っておるわけでごさいませ。専門委員会の検討結果が出るまでは三重町は「保留」という形をお願いしたいと思います。

#### 芦刈会長

はい、三重の生野議長から三重から出しました修正案を取り下げしていただいて保留にさせていただきたいというご意見でございます。いかがでしょうか。はい。

**山中副会長（緒方町長）**

保留ということが若干分かりかねるのですが、どういうことでしょうか。

**芦刈会長**

はい、生野委員。

**生野委員（三重町議会議長）**

専門委員会に検討をお願いしています。おそらく経営のあり方等に一定の方向性は出るのではないかと考えています。新市の名称等を例にとってみますと、確認を3回もされて「大野川市・豊野市・豊後大野市」が出てきています。この重要な問題につきまして、たった1回だけで確認するのは少し研究が足りないのではないかと私も思っています。はっきり専門委員会の結論が出て法定協議会上がってきた時に議論するのが正しい道筋ではないかと思えます。

**山中副会長（緒方町長）**

当初、これが提案されたときに8月までに専門委員会の結論が出るか出ないか、分からない。経営状況の分析には専門家も入っているから、相当の時間がかかる。と説明があったと思います。専門委員会の検討をいただく、協議会の中ではそれとは別にその方法論にこの協議会で確認すると思っているのですが。

**芦刈会長**

はい、三重町。

**生野委員（三重町議会議長）**

私も議会代表として専門委員でございますが、会議の中で委員長が専門委員は諮問機関として意見として出すのかというようなことを問いただしたことがあるわけでございますが。諮問というよりは町長さんが言われたようなことになるかと思えますけれども、やはり算定のはっきりしたおがた病院の方向性が出た時に協議会で提案し、各町村に持ち帰って協議をして進めていくのが順調な論議になるかなと思っております。

**山中副会長（緒方町長）**

提案の時にもそのような議論があったと思います。その時に事務局の説明としては、この協定項目の最終的なタイムリミット、8月をめどにしたい。こういう説明ですね。9月の議会には各町村で提案したい。こういう説明だったと思います。

それまでにこの専門委員会の結論が出るかどうかというのは分かりません。こういう説明だったと思います。これにはこの協定項目だけ残して仮に9月10月くらいまでかかるということであれば、今後のスケジュールについてはちょっと危惧するわけではありますが、その辺はいかがなものでか。

**芦刈会長**

はい、生野議長さん。

**生野委員（三重町議会議長）**

われわれも病院問題については、先ほど言うておりますように重要だと関心を持っております。ですから日々専門委員会に付託をしているわけですから、その結論が出てから協議しても決して遅くないのではなか

ろうかと思っております。専門委員会の委員として速やかに結論が出るように努力はしていきたいと思っております。

当初から計画がありますように、8月20日調印。9月議会で、全町村で議決するということは分かっておるわけではありますが、若干遅れるかもしれませんけれども、3月31日に間に合うようには、合併ができるまでには努力していかななくてはならないと思っております。ぜひ重要性というのを考えていただきたいと思っております。

**芦刈会長**

はい、朝地の羽田野委員さん。

**羽田野委員（朝地町長）**

最終結論は9月までは出ないのではないのか。三重町さんが言うのは中間報告であるのならいいのですか。最終的な1つの結論が出た段階でということになるのですかね。最終結論は9月か10月に出るのかなと。民営化ということも含めて経営結果も含めて検討ということになりますと、ちょっと厳しいような気がします。

事務局の内容を聞いた中である程度中間報告を聞いた判断でとなればこれは致し方ないと。私どもとしてもどうなったのであろうと関心がありますから、中間報告である程度状況を把握して、専門委員会でさらに深く進めたひとつの議論をしていただくということになるのではないかというふうに思うのですが、事務局とちょっと違うと思いますが。最終的な報告というのはまだずれ込むのではないかという気がしている。中間報告となればある程度理解できるのですが、そうすると当然三重町さんの前回の取り下げのわけでございますから、協議結果を踏まえ合併までに調整するということが良いのではないかという気がします。ただその辺の方向というもの、最終的な方向というのは出るか出ないかを確認をして、出ないとすれば対応を変えていかななくてはならないと思うのですが、どうですか。

**芦刈会長**

はい、事務局確認をしたいのですが、事務局長どうぞ。

**赤嶺事務局長**

専門委員会には8月をめどに結論をとお願いしています。

**芦刈会長**

そのようなことでそれまで保留ということのお願いをしたいという要望が出ております。いかがでしょう。大野町清田議長。

**清田委員（大野町議会議長）**

継続は先ほど助言を頂きましたので理屈が分かりました。保留というのは、私はちょっと飲み込めません。原案にありますように「公立医療施設総合検討専門委員会では、検討結果を踏まえ、合併までに調整する。」これはこれで良いと思う。提案をしまえば、背景とか状況は何だったのか。保留になれば、一から始まると。むしろ取り下げの方が分かりよい。だから、私は原案の方向で進めるべきだと思います。

**芦刈会長**

はい、緒方の伊藤議長。

**伊藤委員（緒方町議会議長）**

私も清田委員の言う通りだと思います。専門検討委員会の検討結果を謙虚に受け止めるという形で進めるべきだと思っておりますので、この事項については保留するのではなく、継続なら継続で、原案で行くべき

だと思っております。

**芦刈会長**

はい、三重町生野委員。

**生野委員（三重町議会議長）**

専門委員会の結論が出ないまま、継続しておくというのは協議会の中で意見交換をしていかねばならないのがあるので保留と言ってきました。先ほど三重町としては「合併調印までに調整する。」取り下げて、また修正案があります。「おがた公立総合病院・清川国民健康保険直営診療所については、公立医療施設検討専門委員会の検討結果を踏まえて協議会で決定する。」これを修正案として出したいと思います。

**芦刈会長**

はい、緒方の議長さん。

**伊藤委員（緒方町議会議長）**

三重町の修正案は分からないではありませんが、当初、この専門検討委員会を立ち上げるときに「専門委員会の検討結果は謙虚に受け止める。重要視すると」おそらく1項目ついておるのだと思います。あえて修正する必要があるのでしょうか。私は原案で進めてほしいと思っています。

**芦刈会長**

はい、他にご意見がありますでしょうか。はい。

**山中副会長（緒方町長）**

「議員定数等の小委員会」はこの協議会で作りましたが、公立医療施設検討専門委員会の設置については再開に当たっての三重町の主張でした。それで専門委員会を作っているわけですね。この流れがあるので専門委員会を設置した。協議会の中では専門委員会の流れを尊重してこの場で協議する。

こういう2つの流れで来ているわけです。ですから今言うこの協議会の中で皆さん方ですね、この病院等の取扱いについては、この委員会の意見を尊重するけれども、そういう方向論を確認すると。こういう論理だと思うのですが。この流れを一緒に考えては混同してしまうと思います。私の言うことが分かりますか。

**芦刈会長**

はい、三重町生野議長さん。

**生野委員（三重町議会議長）**

専門委員会は非常に重要であります。専門委員会は方向性を出す。それに従って協議会で議論していくのが正しいものだと思います。

**山中副会長（緒方町長）**

ある程度専門委員会の議論をする中で踏みとどまっていると思っています。この専門委員会の趣旨に従って、客観的な検討がなされていないと実は思っています。これについてはおそらく時間がかかるだろうと思っています。8月まであと2回の会合で結論が出るとは分からないという気がしております。

ある程度皆さん方、どういう方向に行くのか、やはり気になるところです。これを私どもはあえて度外視してここで決めてほしいということを行っているではありません。おそらく客観的な検討がなされれば、それぞれの価値観を私は認める。それは、当時われわれが専門委員会を設置する時に主張したことであります。客観的に今まで触れられなかったことをしていただくことについては謙虚にうけたいと思います。

保留とかいう発想があると困るわけです。これを保留とかせず、修正もせず、これをある程度の方向性が出た時に確認するということについては、われわれは強く申し上げません。そういうところをご判断していただきたいと思います。

**芦刈会長**

はい、犬飼の町長。

**山村委員（犬飼町長）**

保留について、生野委員が言うにはたびたび議論するのはいかがなものかと受け取られます。犬飼町は原案に賛成ですが、専門委員会は早く結論を出してほしいと思います。今、山中町長が中間報告で確認してもいいのではないかと言いましたが、できれば、中間報告をいただいて態度を決めていただいたらいいと思います。専門委員会の検討結果を早めに出していただくことを要望致します。

**芦刈会長**

はい、早めに出すことを要望ということでございます。

**生野委員（三重町議会議長）**

中間報告では詳細な結論は出ないのではないかと思います。中間報告では方向性は限られていると思います。専門委員会が緒方町に資料請求した分が30日の専門委員会で協議されます。おそらく方向性ができるのでは、また専門委員会も努力せねばと思います。

**芦刈会長**

はい、三重町が出した保留ということについていかがでしょうか。はい、どうぞ。

**羽田野委員（朝地町長）**

先ほど犬飼町長も言っておりますが、保留とはどうなのかな。継続でいいのではないですか。8月まである程度方向が出ると先ほど事務局が言っておりましたので、それを踏まえて協議をします。私ども資料をもらっているが詳しくわかりません。緒方町に正確な数字を出していただいて、専門委員会で8月まで議論していただく、その結果を待って、この協議会で最終的に協議するというでいいと思いますので、継続ということでもいいのではないですか。

**芦刈会長**

はい、ちょっと事務局の方から。

**赤嶺事務局長**

議員定数と同じように（その1）としまして、中間報告、最終報告で（その2）という方法ではいかがでしょうか。

**芦刈会長**

はい、事務局からこの病院・診療所の取扱いについてそれを（その1）として、次に結論が出た段階で（その2）として、そのようなことでございますが。はい、犬飼町長さん

**山村委員（犬飼町長）**

ただ今、事務局から提案がありました。継続、継続とはいかがなものかなと思いますので、事務局は、次は（その2）で出したいという案で私はいいと思います。

**芦刈会長**

はい、他の委員さんご意見いかがでしょうか。はい、清川村の森村長さん。お願いします。

#### 森委員（清川村長）

清川診療所もこの協定項目に入っています。清川診療所の設置者としてどういう便宜を図るべきかということで、今、事務局が出した（その１）（その２）でいいと思います。30日に診療所の概要説明をするようになっています。だから、そういうことを踏まえて継続、継続となるよりも（その１）（その２）と分けてもいいと思います。

その結果をどう処理するのが問題となると思います。原案にあります、「結果を踏まえ、調整する。」基本的には新市で病院経営をするというのは決まっておると当然思っておりますので、さらにどういう委員会の結果が出てきたか、結果を議論しながら、これはどうするのか、清川診療所をどうするのかとか、そんな議論をするのか、具体的に分かっておりませんから、もう少し人員を削減しろとか、どうしろとか、そんなことを議論するのか、あるいは必要性について議論するのか、そこ辺の協議とかは私どもは分かっていません。分かっておるのは中間報告を踏まえた上で、協議をしようとなっているから、今までの継続、継続が現状だろうと思います。

#### 芦刈会長

はい、その他、ご意見ございませんか。はい、千歳の阿南村長どうぞ。

#### 阿南委員（千歳村長）

緒方の公立病院の問題は私どもの9地区で地区座談会を行ったわけですが、すべての座談会でこの問題が出ております。しかし私どもの説明は、ご承知のように三重町が突起している状態の中で公立おがた病院の問題については、その専門委員会を設置し、また経営の形態まで踏み込んで議論するということになっておるので、その辺で理解をしてほしいということで理解をいただいております。ある程度、私は専門委員会の意見をいただいた中で、また検討ということで私どもは原案に賛成していこうということで結論を申し上げます。

#### 芦刈会長

はい、ありがとうございました。今、事務局の方から（その１）として出して、また専門委員会の結論が出て（その２）として出したいということでしたが、三重町としてはいかがでしょうか。はい、生野委員さん。

#### 生野委員（三重町議会議長）

事務局が出した案には賛成できますが、今日のところは継続にお願いします。

#### 芦刈会長

今、三重町の議長からそのような意見でしたが、いかがでしょうか。

#### 委員

異議なし。

#### 芦刈会長

それでは、協議第61号病院診療所の取扱いにつきましては継続協議とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして協議第67号建設事業の取扱い（その３）について議題と致します。ご意見等がございましたら承りたいと思います。よろしくお願いいたします。はい、ございませんでしょうか。はい、三重町の生野議長さん。

### 生野委員（三重町議会議長）

協議第 67 号建設事業の取扱い（その 3）についてでございますが、先ほどのケーブルテレビの時に申しましたように、6 月 7 日に三重町の特別委員会は現地を視察し、そして意見交換会をさせていただきました。土地開発公社は、三重町と大野町に残っているわけでございますが、三重町は 6 月議会で解散の議決を受けたわけでございます。その中で大野町だけということになりますわけですが、三重町と致しましては、大野町の土地開発公社については、「合併までに新市の財政に負担をかけないように保有土地の処遇に、最大限の努力を行うこと。」という意見を付して原案に賛成します。

### 芦刈会長

はい、三重町が原案に賛成ということですが、よろしいでしょうか。

はい、原案の通り賛成の方の挙手をお願いします。はい、挙手全員であります、ありがとうございました。原案通り決定をさせていただきます。ここで、40 分まで休憩をさせていただきます。

（休憩）

### 芦刈会長

はい、協議再開致します。協議第 68 号議員の定数及び任期の取扱い（その 2）について協議を行います。この案件につきましては、前回の 16 回の協議会におきまして町村長に議員定数の調整案を作成し提案をすることを一任いただきまして、これまで 6 月 4 日、12 日、18 日の計 3 回に及びまして臨時の町村長連絡会を開催致しまして、協議を致しましたので、私の方から議員定数に係る町村長案につきまして、ご提案を申し上げます。

調整案の 1 点目と致しまして、新市設置後、最初に行われる選挙の議員定数でございますけれども、31 人と致しました。続きましてその 31 人の定数に対する各選挙区でございますけれども、三重町 11 人、清川村 3 人、緒方町 4 人、朝地町 3 人、大野町 4 人、千歳村 3 人、犬飼町 3 人と致しました。以上が町村長の案でございますが、前回の合併協議会におきまして町村長に一任いただきたいと、議員定数等小委員会委員長であります、伊藤委員長さんの発言の中で、これまでの小委員会の協議結果を尊重していただきたいという小委員会の意向もございましたので、町村長で調整する際にもこの議員定数等検討小委員会での議論を尊重し、案の作成をしてみたいと思います。

こうしたことを念頭におきまして、まず法定定数の上限であります、26 人を人口割にし、小数点以下を切り上げた 29 人を基本と致しまして、その上で小規模自治体に配慮し、1 選挙区の最低定数を 3 人としたということでございます。

また議員定数を調整する際に議員報酬は密な関係にありますことから、議員報酬につきましても協議をしてみたいと思います。この議員報酬につきましても新市の厳しい財政状況を考慮致しまして、類似団体の報酬ではなく、現行の報酬および近隣の市の報酬を参考に合併協議会準備作業の中で、機関会議等により合併までに調整することが望ましいということが私ども町村長の意見でございます。

それでは、この町村長案についてでございますが、議員の任期の取扱い、（その 2）として改めて提案し、ご確認をいただいくということでもよろしゅうございますか。それでは事務局の方からその案の提案の趣旨を説明させていただきます。

はい、それでは協議第 68 号協定項目 6 の 2 号議員の定数及び任期の取扱い（その 2）について、事務局より提案を申し上げます。事務局お願いします。

### 事務局（総務部会 佐保）

はい、ただ今のことについて提案申し上げたいと思います。議員の定数および任期の取扱い（その 2）について次の通り提出する。

- 1、 地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第91条第1項の規程による議会議員の定数は26人とする。
  - 2、 新市の議会議員の定数は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年3月29日法律第6号)第6条第1項の規程を適用し、31人とする。また新市の設置後、最初に行われる選挙に限り、関係町村の区域ごとに選挙区を設置し、各選挙区の議員の定数は次の通りとする。三重町の区域11人、清川村の区域3人、緒方町の区域4人、朝地町の区域3人、大野町の区域4人、千歳村の区域3人、犬飼町の区域3人。
- 以上でございます。

#### 芦刈会長

はい、ただ今、事務局の方から、協議第68号について説明がございましたけれども、ご意見等がございましたら伺いたしたいと思います。はい、緒方町の伊藤委員さん。

#### 伊藤委員(緒方町議会議長)

冒頭おわびを致します。小委員会でなかなか結論を見出すことができなくて町村長の連絡会でこうした提案になりましたことを、小委員会の委員長として、おわびを申し上げたいと思います。

また町村長の皆さんには鋭意努力いただきまして深夜にもかかりませず、こうした議論をしていただいたことにつきましてもお礼を申し上げます。

実はこういった経緯がある中でこういった発言をするのは申し訳ありませんけど、実は緒方町の議会として、もう一回持ち帰って議論したいということがあります。ですからこの案を継続協議としていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

#### 芦刈会長

ただ今、緒方町の伊藤議長さんから継続協議とさせていただきたいという要請がありました。はい、朝地町さん。

#### 浅野委員(朝地町議会議長)

朝地町です。今、小委員会の委員長さんから継続というお話がございましたが、私どもも町村長のこのご努力に敬意を表するものでございます。この数字等に関しましてはそれぞれの中で少し異論が皆さん方にあると思いますが、本当に厳しい中で出していた数字だと思います。

私ども、町村長、正副議長、またならびに議会特別委員長、副委員長の対応を22日、一昨日、三重の公民館で3時間近くかけて開かれた時、その中で非常に喧々諤々のつかみ合いになるのではないかとというくらい本当に真摯な、お互いに攻撃ととれるような意見も交わしましたが、最終的にお互いに立場を、相手の言っている意見が分かるというところまで達しまして、これは本当にお互い腹を割って検討した結果だということだと思います。ここにきて委員長、大変小委員会で苦労されました。そしてまた地元の皆さんに配慮されてというのがあろうかと思います。

私も伊藤議長さんのお骨折りに心から感謝を申し上げ、また次回には町村長の出された結果がよい形になると確信を致しております。継続をお願いをして、賛成を致します。

#### 芦刈会長

はい、朝地町の浅野議長さんから継続に賛成という意見が出されましたが、ご意見はございませんでしょうか。

#### 委員

異議なし。

#### 芦刈会長

はい、協議 68 号につきましては、継続協議とさせていただいて、よろしいですか。はい、それでは協議 68 号につきましては、継続とさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして新規協議、協議 70 号新市の名称（その 3）についてを議題とさせていただきます。この件につきまして、前回の協議会におきまして、町村ごとに 3 点の最終候補に順位をつけて持ち寄ることと致しておりましたが、本日の合併協議会で決定しない場合は 3 点を 2 点にすること確認を致しました。従いまして、まず各町村から 3 点を発表お願いしたいということでまず三重町からお願いします。

#### **小野委員（三重町新市まちづくり委員長）**

はい、三重町の新市まちづくり委員長の小野です。今回のこの新市名の小委員会というのが、それぞれまちづくり委員長さんが参加を致しまして、私、委員長という立場で会議の審議を進めていったわけです。

前回の 16 回の協議会の中におきまして内容について報告を申し上げたこととでございます。芦刈会長が 2 つに絞ったということとでございますから、私にとってまちづくり委員会で検討いただいた中では、「大野川市」、次に「豊野市」でなったわけとでございます。そういうことで、まちづくり委員会の結果です。議会の特別委員会もそのようなこととでございます。ご理解をいただきたいと思っております。

#### **芦刈会長**

はい、ありがとうございました。清川村の衛藤委員。

#### **衛藤委員（清川村新市まちづくり委員長）**

はい、申し上げます。私の方は座談会の時に集まってもらった際に、大体アンケート方式で聞きます。そして議会特別委員会、まちづくり委員会の方で議論を行いましたその結果、1 番が「大野川市」で、2 番が「豊後大野市」ということとでございます。

#### **芦刈会長**

はい、続きまして緒方町。緒方町の新市まちづくり委員長さん。

#### **大塚委員（緒方町新市まちづくり委員長）**

はい、緒方町の大塚でございます。緒方町と致しましても、新市まちづくり委員会、議会、それから集落座談会でそれぞれ意見を聞きました。委員会と致しましては、1 番が「豊後大野市」、2 番が「大野川市」、3 番が「豊野市」ということとでございます。

議会の方と致しましても圧倒的に「豊後大野市」ということに皆さんの意見を尊重するという意味で決定をさせていただきました。以上でございます。

#### **芦刈会長**

はい、ありがとうございました。続きまして朝地町さん。

#### **森委員（朝地町新市まちづくり委員長）**

朝地は住民座談会を開きまして、出席者に参考意見として、まちづくり委員会、ならびに議会特別委員会等にお諮りいたしまして一番多かったのは、「豊後大野市」でございます。それから 2 番目に「豊野市」でございます。それから 3 番目に「大野川市」というような意見です。

#### **芦刈会長**

はい、ありがとうございました。続きまして大野町さん。

#### **大野委員（大野町新市まちづくり委員長）**

続きまして、大野町の結果を報告します。22日にまちづくり委員会を開いたわけでございます。その中で大野町としては「豊後大野市」、一本に絞っていこうということで決定になっています。全体的にこれまでの経過を見ていきますと、ひらがなの「ぶんご」あるいはひらがなの「おおの」ということでそれと漢字の「豊後大野市」をあわせますと圧倒的に「豊後大野市」ということでございます。歴史、文化的にもまた畜産振興の豊後牛ということで今、畜産振興に頑張っているわけでございますが、畜産振興が委員の中で言われたわけでございます。ぜひ、「豊後大野市」でということをご希望いたします。以上です。

#### 芦刈会長

はい、ありがとうございました。続きまして千歳村さん。千歳村新市まちづくり委員長さん。

#### 宮成委員（千歳村新市まちづくり委員長）

千歳村の内容ですが、一応座談会等での経過を踏まえて、1番に「豊後大野市」議会の方では大野川が多かったわけですが、一応まちづくり委員会では、住民の意見も同じような内容ということで、1番に「豊後大野市」2番に「大野川市」になりました。

#### 芦刈会長

はい、ありがとうございました。続きまして犬飼町の新市まちづくり委員長さん。

#### 佐藤委員（犬飼町新市まちづくり委員長）

犬飼町のまちづくり委員長でございます。犬飼町としましては、集落座談会あるいは企画会議、まちづくり委員会、それから議会の委員等で最後にまとめ上がったのが、1番が「豊後大野市」、2番が「大野川市」、3番が「豊野市」ということでございます。

#### 芦刈会長

はい、ありがとうございました。各町村から発表していただきました。それと申しますのは、本日この場で決定ができる条件としては、各町村の1位がすべて同じであるというふうを考えております。各町村の報告の結果、ご覧の通り、残念ながら本日の時点での決定はできないという判断をしておりますので、前回までの確認通り、ここで2点に絞り込みたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

ご意見を伺いたいと思いますが、前回、1番がすべて同じであれば決定ができるわけですが、ご覧の通りでございますので前回2点に絞り込むということになっておりますので、再度確認をさせていただきたいと思いますが、

はい、大野の清田議長さん。

#### 清田委員（大野町議会議長）

今までの運びは理解致しますけれども、もう、私はこんなことは決定した方がいいのではないかなと思います。決定してはどうでしょうか。ひとつぐらい今日で決定していいのではないですか。

#### 芦刈会長

はい、どうぞ。

#### 伊藤委員（緒方町議会議長）

私も同じ思いでございますけれども、ちょっと違う部分が2つだけありますので、違うところの意見もあるのではないかなと思いますので、いかがでしょうか。

#### 芦刈会長

はい、三重町の生野委員さん。

**生野委員（三重町議会議長）**

三重と清川の「大野川市」以外は「豊後大野市」でございます。私としては、もうこの委員さんの中で今日投票して決定してもらいたい。

**芦刈会長**

はい、清川の議長。

**江藤委員（清川村議会議長）**

私の方のまちづくり委員会で、「大野川市」と決定したわけでありますが、それに至るまでは豊後大野がどちらかといえば、多かったわけです。その中で多かったのは大野川市ということになっております。清川のまちづくり委員会で決定したからといって、全体でそうなるとは限らないということは理解しております。そこでどうでしょうか、皆さんの意見がそうであれば仕方がないと思います。

**芦刈会長**

はい、どうぞ。

**高野副会長（千歳村議会議長）**

私の方は「豊後大野」でありますけども、集落座談会のとき聞いた結果です。議会は「大野川市」であったわけです。大分県豊後大野市というなんか角ばった感じがします。5町2村は大野川で結ばれておりますので「大野川」のほうがいいのでないでしょうか。たまたま集落座談会では「豊後大野市」が多かったのですが、大分県豊後市もいいのですが。

**芦刈会長**

はい、あの千歳の議長さんからいただきましたが、持ち帰りということではいかがでしょうか。ちょっと休憩をいただきます。

(休憩)

**芦刈会長**

それでは協議を再開させていただきます。先ほどいろいろな意見が出ておりますが、休憩中に議論をいただいていると思うのですが、三重町からお願いします。

**生野委員（三重町議会議長）**

先ほどまあ委員の中で投票して決めてはどうかということを行いました。まあ事務局の方から出ていますように2点に絞って、持ち帰って次回というようなことでございます。うち、三重町の方については豊後大野市というのはごく少数ですので、持ち帰って協議をしたいと思っております。

**衛藤委員（清川村新市まちづくり委員長）**

小委員会で、これほど歴史的なことを含めて議論をしました。結論から言いますと、小委員会は、6対1で「大野川市」。それが議論の進め方が、それと離れた議論をして今日に至っています。なぜ「大野川市」がいいのかというのは申し上げませんが、ものすごく議論を致しました。

事務局案では大野川は5町2村の中心であって、まさにこの地域の人たちの母なる川である。こういう表現が一番先に出てきておる。まさにその通りということで、小委員会の意見としては「大野川市」。そこは報告のあやと言いますが、その後の議論の進め方でこういうふうになったわけでございます。

従いまして、歴史であるとか、人々によって、年代によって、地域に関する考え方が違う。私は昭和6年生まれですが、夏休みは川で過ごします。だから母なる川というのはぐっと来るわけです。岩戸の川には昔の引船のロープがいまだに飾ってあります。そのためこの地域と大野川というのは、漁協の組合員でなくても、これは大野川ってというのは、まさに私たちを育ててくれた、そういう理論をして小委員会の人がおるわけです。私どもここで決めるわけにはいけない。継続でお願いしたい。

#### 芦刈会長

はい、清川の委員長さんが継続でお願いしたいということですが。

#### 清田委員（大野町議会議長）

状況は分かります。定数少数小委員会はそういうことは言わない。住民の皆さん方にアンケートを取った中で出てきた案でございますので、私は、もうみんなが尊重すべきだと思います。単純明快です。だから2点を持ち帰ってもいいです。小委員会どうのこうのは関係ないです。顔が見えてこない、合併にあたっての際した速度は早まりませんよ。まあ、皆さんのご意見でけっこうです。

#### 芦刈会長

はい、清田議長さんは今日決めていただきたいということがご意見でございますが、三重町と清川議会議長さん、清川のまちづくり委員長さんが継続ということでございますが、はい。

#### 大野委員（大野町新市まちづくり委員長）

先ほども申しましたように、大野町の場合は3つの名前が出ましたけど、とにかく1つに絞ってくれと、ほかの名前は要らないということで、委員会100%そういう話になってきたわけでございます。だから2番目3番目の候補はないわけです。

ですから持って帰っても、もしほかの名前がここに浮上したときに、私は反対しなければならない。そうしましたら、いつまでたっても全会一致を原則とするということになれば、これは難しいのではないかと。せっかくここに順番をつけた名前が各町村から出てきたわけですから、もう、これは分かっています。ここは決めてもいいのではないのでしょうか。そして名前が決まれば、これからの協議事項も本当にスムーズに行くのではなからうかなというふうな気がする。以上です。

#### 芦刈会長

森村長さん。

#### 森委員（清川村長）

いろいろ大野町さんからご意見ありました。よく考えます。もうすべてわかっておりますけれども、これ新規協議ですから、今まで通り持ち帰らせてもらって、次回に決めてもらうという方がいいのではないかと思います。

#### 芦刈会長

はい、継続ということで、2点に絞り込んでということ、それぞれありますが、2点に絞り込んで持ち帰りということで、いかがでしょうか。

#### 委員

異議なし。

#### 芦刈会長

そういうことでよろしく申し上げます。それでは、次回に承認、持ち越しいただきたいと思っております。順位につきましてはいろいろあると思いますが、この結果を客観的に見まして、「豊後大野市」それから「大野川市」ということで上位を占めているようでございますので、この2点を最終候補としたいと考えておりますが、どうでしょうか。

## 委員

異議なし。

## 芦刈会長

よろしいですか。はい、本日の協議会におきまして、2つの候補を最終候補とすることが決定をされました。今後の取り扱いにつきましては、次回の協議会で最終決定をいたと考えておりますから、各町村お持ち帰りいただきまして、1点に絞り込んでいただくようお願い申し上げます。なお、これから新市の名称につきまして、新市の象徴でありますから先ほど大野町の大野まちづくり委員長からもございましたが、全会一致が原則でございます。そういうことを踏まえてと思っております。

それでは次の報告に進めさせていただきます。提案でございますが、協議第71号地域審議会等の取扱いについてを事務局の方から提案をさせていただきます。

## 事務局（企画部会 江藤）

企画部会の江藤でございます。私の方から、協議第71号協定項目第10号地域審議会等の取扱いについてご説明申し上げたいと思っております。時間がかかり押ししておりますので、手短にご説明させてもらいたいと思っております。まず、2ページをお開きいただきたいと思っております。

地域審議会等の制度創設の背景と経過ということで書いてあります。ご覧のように平成11年の合併特例法の改正によって地域審議会制度が設けられました。これは住民と行政の距離が広がるということで、なかなか施策の中にそういう住民の方の声の反映しにくくなるのではないかという意見に対応したものでございます。

そして昨年11月に第27期の地方制度調査会、その中で、書いてますけれども、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進などを目的とする組織が必要であるという答申でございまして、これを受けまして、第159国会の中で、自治法の改正、そして特例法の改正となりまして地域自治区、合併特例区という制度が今回創設されたということでございます。

なお地域審議会につきましては、右側の枠で囲んでありますけれども、押さえておきたい部分です。そこに、書いてありますけれども、そこを読んでいただければ分かるだろうと思っておりますけれども、地方自治法第138条の4第3項の規程に基づく合併市町村の付属機関ですということで、第2に合併関係市町村の区域であった区域ごとに設置を致しますよと。そして、合併前に合併関係市町村の協議によって設置が決められますよということです。そして次の文でありますけれども、各合併関係市町村の議会の議決が必要ですよということです。また、合併後これを変更しようとするときには条例で定めなければなりませんよと。そして、設置期間はおおむね5年から10年を目安としますよとこういったことが書いてあります。

4ページをお開きください。現在あります地域審議会、今回創設されました地域自治区、合併特例区の比較をさせていただいております。なお、地域審議会は先ほどご紹介しましたように、組長の付属機関でございますので、この自治区と合併特例区はいわゆる行政の組織機構の部分ですので、一概に比較することはできませんけれども、今回あえて分かりやすく比較させていただきました。

まず、地域自治区でございますけれども、通常でありますと合併に関係なくいつでも設置ができるという制度でございます。なおこれは特例の制度でございます。合併特例区、または地域審議会は合併に際してのみ設置ができるということでございます。そして地域自治区につきましては、条例で定めるということでございます。あと合併特例区や地域審議会につきましては、事前の協議によって特例区の場合は規約、審議会の場合は協議によっていろいろなものが定められるということでございます。中段に法人格というのがござ

いますけれど、特に合併特例区の場合には、特別地方公共団体という位置付けになっておりますが、大野郡的に申し上げますと、広域連合だとか、東部消防本部、竹田広域消防本部などこういった一部事務組合と同等の取扱いになるということでございます。

そしてその下に機能または事務となっておりますが、特に地域自治区につきましては、印のところに載せておりますが、市町村長の事務を分掌する点では支所機能と非常に類似しているというようなことでございます。あと合併特例区につきましては規約で定めるものと後で紹介しますが、さらに法律の中で規程を決めているというものがあります。

そして飛びまして、8ページをご覧くださいと思います。地域審議会、地域自治区、合併特例区のイメージ図を出しております。地域審議会は先ほどお話ししましたように、首長の諮問機関でございますから、例えば諮問を受けて答申するだとか、意見を述べるこういったいわゆる機関ということになります。それから地域自治区というのは、事務所長がそこにおりまして、先ほどお話ししましたように、いわゆる支所機能を求められています。

事務所の所長と地域協議会なるものが連携をとるということでもあります。従いまして、支所にプラス、上の地域審議会と一緒にあるというイメージを持ってもらいたいと思います。右の方の合併特例区協議会でございますけれど、先ほどありましたように特別地方公共団体ということでもありますので、区長、特別区協議会であります。これは後で言いますが、かなりの権限がございますので、いわゆる広域連合であってのひとつの市あって、あとそれぞれ5町2村の特例協議会、そうした連合体のようだと考えて、イメージしてというふうに思います。

続きまして、7ページでございますけれども、7ページには区長や審議会等の権限の比較をしています。地域自治区につきましては、通常の場合は名称につきましては事務所長ということで一般職であるとなっておりますので、首長さんの通常の任命行為と同じであるということでございます。そこで与える権限は条例規則等で定められる範囲内ということでもありますので、いわゆる部長や区長を任命するのと同じような形であります。従いまして、そこで言う事務所長さんの権限というのは、事務的規則の範囲内であるということである。

そして、地域自治区の特例は合併の際にのみ作られるということでもあります、区長は特別職ということでもあります。通常一般職の事務所長ということでございます。これにつきましても、条例規則等で定められた分掌の範囲内ということもございます。ただ特別職の区長さんを作る場合についてはおおむね一般職の事務所長さんとは違った権限が与えられるということもございます。

そして合併特例区の区長さんであります、これは特別職でございますので、議会の同意を必要であります。あといろいろの中で掲載をしています。合併特例区規則を制定することができるか通常予算、補正予算、暫定予算を作成できるとか、合併特例区の会計を行うとか決算調整する。いわゆる、自治体のミニ版ということで、この合併特例区についてはかなり区長さんが権限を委ねられている。

下の地域審議会についてですけれど、いわゆる付属機関、地域自治区の場合につきましてもこの場合の地域協議会は大体同じような諮問でございますけれども、首長プラスその他の機関による諮問も認められているということもございます。そして合併特例区これも、かなり載せておりますが、法律で定められております。逆に言いますと区長さんがいろいろ業務をするにしても、協議会が同意を得なければならないということで、かなり協議会に課された権限も大きいということで、これはご覧いただきたいと思います。9ページ以降につきましては、関係法令を載せておりますので、ご覧いただきたいと思います。

そして13ページは県下合併協議会の例を載せております。竹田直入、宇佐両院、西高地域、日田市郡を載せておりますが、総じてこの合併協議会では地域審議会を作っていないということもございます。今回の法律の改正によって設置が可能になりました地域自治区や合併特例区につきましても、当該の合併協議事務に電話でお尋ねしました。すでにこうした地域審議会の設置を確認しているという現状の中で、地域自治区、合併特例区の設置の方向はないということで、今後協議会の中でそうした議題が上ったとき、要望等が出た段階で対応すると、そうしたお答えをいただきました。

右の方ですが、そういった先進事例を踏まえて、本協議会としての考え方ですが、中段の方、具体的な検

討というところで、地域審議会の部分でございますが、新市のまちづくりは、旧町村の地域実情やまちづくり施策を継承するということが基本でございますのでやはりこうした、附属機関、皆さん方からいろいろ意見をいただくというのは必要だろうということです。そして地域自治区であります、これは支所機能にプラスこれは先ほどお話ししました、自治会が2つあるということですが、現実的な選択肢として大いに考えられる。

3番目合併特例区であります、現時点では設置が困難ではなかろうかと思われ。理由4つ書いてありますが、ご覧いただきたいと思。そしてまとめてありますが、合併特例区が設置困難ということありますから、地域審議会を選択するか、地域自治区を選択するかということになると思。お話ししたけれども、地域自治区というのは支所機能に地域審議会をプラスしたものでございます。

そしてこの大野郡5町2村におきましては当面総合支所方式を取ることになっておりますので、地域審議会を作れば、地域自治区の機能を十分満たすことができるということでございますので、地域審議会を設置することを検討した方が、より現実的かつ効率的であるというようなことで、いろいろと専門部会、幹事会等でも言われてきたということになります。

また1ページに戻っていただいて調整案の方ですが、地域審議会等の取扱いについては、新市において、地域審議会を合併関係町村の区域ごとに設置する。なお、当該審議会の組織および運営等については、別紙「地域審議会設置に関する協議書(案)」の通りとする。ということでございますので、この別紙の協議書の案が3ページに添付してあります。3ページご覧いただきたいと思。案ということですが、このポイントとしては、設置期間を何年とするかということでございますが、一応設置から5年間としようということでございます。そして、第5条の組織の概要でございますが、審議会委員については15人以内しようということでございます。右の方に移りまして、会議でございますけれども毎年5月および11月の年2回開催しようということでございます。これも他の合併協議会によっては委員の申し出により何回も開催できるということもあるということですが、Aというところは10回も開催した、Bというところは2回開催した。

これは均衡が保てないということで5町2村では年2回ということで議論をしてきたところでございます。そういったことも含めまして、先ほどお話ししました調整案で持ち帰り、協議をお願いしたいと思います。以上でございます。

## 芦刈会長

はい、ただ今、協議第36号につきまして提案説明を申し上げましたが、ご質問等がございますでしょうか。よろしいですか。はい、ありがとうございました。

続きまして、協議第72号住所表記の統一についてを議題と致します。この件については去る1月15日の第7回の協議会で町名、字名の中で確認されました事項です。本日統一についてのご説明をしたいと思います。よろしくお願。それでは事務局の方から資料ご説明を申し上げます。事務局、お願。す。

## 事務局(企画部会 江藤)

協議第72号につきまして、ご説明を申し上げたいと思。ただ今、会長が申しましたように協定項目第19号町名、字名の取扱いの中です。3点をご確認いただいております。1番目、町および字の区域については、現行の通りとする。2番目、住所の表示は、「大字」の字句を削除することとし、新市の名称に続く町名、大字名については合併前に統一を図る。3番目、番地と枝番の間の「の」は表記しないこととするということござ。2番目の合併前に統一するということ、本日再度ご確認になるという部分です。

住所表示の統一につきましてケース1からケース5までございます。すでにご説明しておりますので、本日は省略させていただきます。なお、ケース1につきましては、ちょっと見にくいのですが、朝地と犬飼のところにアンダーラインが引いてあります。これは役場の現在の位置でございますが、「朝地朝地」、「犬飼犬飼」と町を削除した場合こうした表記になりますので、住所の表記としては適切ではないというようなこと

で、実質的にはケース2からケース5を選択することが良からうということで、これまでの専門部会、幹事会の議論の経過をご紹介申し上げますと、新市の地域全体の統一を図るという面ではケース2、3が良いのではないかと。さらに、旧町村単位での地区が明確に分かり、行政上の混乱がなく、もっとも好ましいのではないかと議論をしてきました。

ただし、この決定につきましては、清川村の方々、千歳村の方々の住民感情に十分配慮しながら住民団体等の意見集約等をまわって決定されるべきであろう。というようなことでこれまで議論をしてきました。そのことを申し添えてご説明させていただきました。

#### **芦刈会長**

はい、ただ今、事務局の方から説明を受けました。専門部会、幹事会等、町村長連絡会等の議論の経過は新市にはとても好ましいと思いますが、影響の大きい清川村さんそれから千歳村さんの意見集約を待って決定するというございますので、このことにつきまして、清川村さん、千歳村さん、ご報告をお願いいたします。まず、清川村の衛藤委員さん。

#### **衛藤委員（清川村新市まちづくり委員長）**

これはずいぶん議論しましたが、村が町というのはやっぱりはっきりしない、そういう議論もありました。ただやっぱり新しい自治体になるわけですから、早く一体感を出すということが必要というような考えで、千歳村の意見もあるわけでありましたが、まちづくり委員会でもまとめた議論はなじみにくいけれども「市清川町」というのも、やむを得ないということではないのですが、すすんでということでもありません。

そういうことで一応、まちづくり委員会では町を名称に使うことに千歳村さんと足並みがそろえばと、そういう結論を出しています。

#### **芦刈会長**

はい、ありがとうございました。続いて千歳村の委員長。

#### **宮成委員（千歳村新市まちづくり委員長）**

はい、千歳村も今、衛藤委員さんが言われたような村にこだわるような意見も出たんですが、一応一体感を出すということに座談会の折にも、理解を求めていまして決定しております。

#### **芦刈会長**

はい、今、千歳村さん、清川の議長さんは千歳と足並みがそろえばということですが、そのようなことでよろしゅうございますか。はい、いいですね。はい、ただ今、清川さんから足並みがそろえばというような報告がございました。ご理解をいただきましてケース2で了承するというございます。これまで調整致しました、まちづくり委員さん、両村長さんに感謝を致します。大変ありがとうございました。従って、住居表示の統一につきましてはケース2を選択の方の挙手をお願いいたします。

はい、挙手全員です。新市まちづくり委員会における住所表示はケース2を採用すると決定を致します。ありがとうございました。それでは文章で表現致しますと、その決定事項につきまして、事務局から報告を致します。

#### **赤嶺事務局長**

それでは、ただ今、決定をいただきましたことを文章での表現ということで、説明させていただきます。新市の住所表記は名称に続く町名を三重町、緒方町、朝地町、大野町、および犬飼町においては現行の通りとし、清川村および千歳村においては、清川町、千歳町とする。なお、大字の字句を削除することとし、番地と地番の間の「の」は表記しないこととする。以上でございます。

## 芦刈会長

はい、文章で表現したときこのようなことでございますが、よろしゅうございますか。はい、ありがとうございます。それでは協議第72号につきましては決定させていただきます。

続きまして、協議第73号一部事務組合の取扱い(その2)についてを議題と致します。事務局お願いします。

## 事務局(総務部会 佐保)

総務部会佐保と申します。私の方から、協議第73号一部事務組合の取扱い(その2)についてご説明申し上げます。一部事務組合等(その2)につきましては、広域連合の部分であります。提案までに時間がかかりかかってまいりました。広域連合の構成団体であります、野津町が来年の1月1日に臼杵市と合併し、臼杵市となりますが、合併後の広域連合の事務の共同処理、ここがポイントとなっているわけでございます。従って、ここの部分については大きな政治判断が必要の観点から大野郡町村会あるいは町村長連絡会や臼杵市野津町合併協議会等の間で協議を進めてきたところでございます。最終的に野津町との間で一応方向性が出ましたので、本日提案させていただき運びとなりましたことを報告致します。

まず、資料につきまして、2ページをお開きください。広域連合を組織する地方公共団体、処理する事務、事務所の位置、議員の定数あるいは議員の選挙方法、議員の任期、関係町村の負担割合を載せております。この表につきましてはご覧いただきたいと思っております。次に4ページをお開きいただきたいと思っておりますが、一部事務組合の取扱いの基本的な考え方につきましては(その1)の際にお話を申し上げたと思っております。

4ページの左のほうに2点、3点と整理をさせていただいておりますから、その部分だけ説明をしておきます。まず1についてでございますが、構成市町村間で合併する場合ということでございます。これについては合併する市町村と構成市町村がまったく同じであるという場合でございます。これについては、当然それぞれの市町村の法人格が消滅しますので、当該組合が有する財産は新しい市に引き継がれていくこととなります。野津町の合併期日が大野郡5町2村と違いますから、合併した後の広域連合はこのケースに当たらないということでございます。

それから2については、組合等を構成する市町村が構成外の市町村と合併する場合ということで、これは野津町のケースということですので。先ほど2ページの方で申し上げました。8つの広域連合の事務がございしますが、その事務を共同処理するか否かとなるわけであります。共同処理をしたいと、広域連合と一緒にやって行きたいということになりますと当然財産については放棄していただくということになります。あるいは起債の繰上償還もございします。さらにはこれまで維持していた施設、その点の維持管理の経費も含まれてきます。野津町については、今後の協議の中で8つの事務のうちゴミ、し尿についてはこれまで同様に共同処理してもらいたいという意向でございます。

従って、事務処理の範囲、特に地域も含めてですが、事務処理の方法、財産処分について合併までに調整していくこととなります。根拠の法令につきましては、自治法、市町村の合併特例に関する法律について、4ページの左の方と右の上の方につけております。特に自治法286条で組織事務および規約の変更という部分がございますけれども、この部分につきましては、それぞれ共同処理を行っている団体の数が変わったり、事務が変わったり、規約を変更するときには関係地方公共団体の協議がいるということでございます。当然、県知事の許可もいるということになります。それから288条では解散した場合、県知事への届出は議会の議決の前にそれぞれ公共団体で協議をして、定めなければならない。

当然それらの議会議決がいるというわけですから、8カ町村すべての議決がいるということでもあります。次に特例法の職員の身分について触れております。9条で一般職の職員について、それぞれ新市に引き継ぐように、身分を保有するように措置しなければならないということと職員の罷免、給与、その他の身分の取扱いに関しては、職員すべてに公正に処理しなければならないとこの2点が定められております。昨年3月の参議院の総務委員会で、民主党の高嶋さんという議員さんが、一組の職員の身分についてはどうかと質問されています。それに答えた方が、総務大臣官房総括審議官という方ですが、合併の直接の担当者であります。この時の答弁ですけれども、合併のときの職員の取扱いですが、ご指摘の市町村合併に関する特例が

ございまして、その規程が書いています。この規程は、一部事務組合には、直接適用になるものではございません。しかしながら、その趣旨については、ここの部分を踏まえて対応するのが望ましいという考え方を示しています。

それから先進事例につきましては、佐伯市、宇佐市、臼杵市について触れております。特に臼杵市の(2)については、野津町が加入している大野広域連合については、合併協議会の前日を持って脱退する。ただし、現行の広域連合業務については合併の日をもって、原則として共同処理する方向で調整するという事で、昨年12月15日に確認ということになります。5ページは広域連合の規約であります。省略致します。6ページは広域連合の概要でございます。これも目を通していただきたいと思っております。

6ページの右上の方に、最終処分の委託先を書いてございます。委託先については直川の異業種エコタウン事業協同組合ということを書いておりますが、その下に施設規模が、埋め立て面積と埋め立て容量と書いてありますが、この部分の訂正をお願いしたいというふうに思います。20,000メートルと書いてありますが、20,000立方メートルであります。ご訂正をお願いしたいと思います。それから処理実績はそれぞれの部分で、それぞれ資料ということで、町村ごとに記しております。

7ページは大野広域連合の財産の部分を整理致しております。これは14年度決算に基づくもので、土地、建物、物品それから財政調整基金、地方債の現在高の状況、さらには決算に関する実質収支、さらには決算統計のときに用いる性質別収支の状況これを載せております。

次に8ページでございますけれども、8ページについては14年度決算に対する分析で意見書というのを抜粋でつけております。ここの部分で、14年度における元利償還金は8億6,024万7,000円こうなっておりますけれども、ピークは18年度であるということが書かれています。それからその下の広域行政、あるいは情報通信のネットワークについて書いてあります。

今後の検討課題として先ほど申し上げました、最終処分場整備計画について出ています。この部分については先ほど申し上げましたが、直川村の民間管理型処分場施設の異業種エコタウン事業協同組合の委託契約というものが埋め立て期間の終了が、平成19年12月となっているということで、自前の最終処分場建設が必要だということになります。これは新市の課題になるというふうに考えております。

8ページの部分で財産処分では3番目の部分は事務的な業務でありますから、省略をさせていただきたいと思っております。そこで具体的財産処分の取扱い部分を若干触れておきたいと思っております。これは野津町のことでありますが、まず、普通財産、行政財産の処分の考え方についてですが、普通財産、これが特に土地が遊休地等であれば、これはお金に買えて処分していくということが可能でございます。しかし行政財産は、特に文化センターとかそういった施設についてはその目的に沿って建てられたということになります。

従ってこの目的から外れていない限りは、換価処分は現実的には行えないという考え方が一般的であります。特に減価償却も8か町村では行っていません。従って、共同事業から離脱する団体はその権利を放棄するのが適当であるということでございます。それから2点目が、いわゆる債務の取扱いということでございます。起債の未償還金でございますが、財産の一部ということでございますから、新市に継承されるということでございますから先ほど申しましたが、離脱するという自治体は繰り上げ償還を行う必要があるということになります。現実的には野津町について今、17年以降の分で8億3300万円の野津町分の起債があると。全体では18億4,000万円ということですがそういった数字でございます。これについて一括償還は、現実的には不可能となっております。従って、2番目でございますけれども、離脱の関係でございますが、離脱する団体は未償還金の返済を継承する新たな団体等に、離脱においても起債の償還が終えるまで、償還金に相当する額を負担し続けるという考え方でございます。起債の償還に交付税措置、事業費補正もありますが、これについては考慮しないという考え方があります。

次、9ページでありますけれども、大野広域文化センターについてでございますが、この施設については一応、有利な起債を利用致しております。特に地域総合整備事業債、過疎プロの補助金ということで、それぞれの構成する団体の負担を極力抑えるような措置がとられています。従って、償還部分についても8割程度が交付税措置されることとなります。その分については、財産放棄とともに繰り上げ償還の免除も考えられるということでございます。

財産処分の協議についてでございますけれど、全構成町村議会での議決が必要になるということで、従ってそれまでに協議を終わらせなければならないということでもあります。野津町が臼杵市と合併する場合、野津町の法人格が消滅しますので、それまでに規約改正とともに財産処分を終えなければならない。この財産処分が整わない限り、合併はできないと。いわゆるひとつでも、議会が財産処分案を否決すれば、合併ができない、広域連合は解散できないと規約の改正ができないということになります。

それから、運営費の分についてはその他で触れております。この部分についてはそれぞれ大野郡の文化センターなり、あるいはし尿処理センターなり8カ町村の共同事務を前提として建てられたものでございます。従って、人口規模、あるいはし尿の排水量、こういったものがベースとなっているわけでございますから、野津町を除いた場合、当然維持管理のロスが生じるということでございます。このことについて考え方とすれば、残った町村が負担しなければならないということになりますので、共同事務処理を引き続き行うかどうか野津町と協議する必要があります。それから一般廃棄物最終処分場計画につきましても同様でありまして、共同処理をする以上、当然最終処分場に持っていくゴミが生じるわけでございますが、その建設あるいは維持管理についてもかかわっていく、ということでございます。問題は共同処理のやり方についてですけども、そこに5点ほど書いております。これまで話してきた5町2村の考え方というのは事務の委託を受けて、野津町のごみ、し尿について処理していこうという考え方でございます。一部事務組合を構成する考え方もございますけれども、それについては現在、広域連合の1構成員ということであります。

一部の事務だけしか共同処理しないのに構成員たりうるのは現実的ではないということですが、そこで9ページ右の下の方に、事務委託の整理を致しておりますが、17年1月1日に、野津町が合併その前日に大野広域連合から脱退する。その際、規約変更が必要だということでございます。当然8カ町村の議決が必要です。これは平成16年の12月31日まで、それから大野郡新市は17年の3月31日が合併期日でございますから、その間については大野広域連合に事務委託ということでございます。大野広域連合議会を開催し、議会で議決を行うこととなります。合わせて新市に引き継ぐこととなりますから、5町2村では解散が必要になってまいります。そして17年3月31日からは大野郡新市が野津町の手務委託を受けるこういう流れになります。ただ、先ほど申し上げました時間的な部分がございますので、その部分を含めた、ことを考慮しますと、11月までに完了することが望ましいということでございます。以上考え方を踏まえて、共同処理する事務についてはごみ・し尿ということでございます。あとの事務は共同処理しないということでもあります。

1ページにお返りいただきたいと思っております。調整方針を2点にわたって載せております。1、大野広域連合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務及び財産をすべて新市に引き継ぐ。また、大野広域連合の職員は、新市の職員として身分を引き継ぐ。

2、野津町に係るゴミ処理および、し尿処理に関する事務については、共同処理する方向で合併までに調整する。以上です。持ち帰りご協議お願いいたします。

**芦刈会長**

はい、ただ今、協議第73号につきまして提案説明を申し上げましたが、ご質問等がございますでしょうか。

**委員**

ありません。

**芦刈会長**

はい、よろしゅうございますか。ありがとうございました。以上で提案を終わりました。ここで先ほどの中で協議第61号病院、診療所の取扱いについてを継続協議とさせていただきますが、確認でございますが、取扱いについて(その1)として、継続協議とさせていただきますが、よろしゅうございますか。

**伊藤委員(緒方町議会議長)**

事務局、(その2)はどのように考えておられますか。

**赤嶺事務局長**

(その2)と致しましては、専門委員会の検討結果を(その2)として、まとめてご提案申し上げたいという考えです。

#### 芦刈会長

そういう考えですが。先ほど、病院、診療所の取扱いについてで終わっておりますが、(その1)をカッコ書きで入れさせていただきたいということで先ほど来、ご承知をいただいたわけですが。カッコということに入れさせていただきたいとかがでしょうか。はい、どうぞ。

#### 佐伯委員(大野町長)

(その2)は専門委員会の検討結果をそのまま出すわけですか。

#### 赤嶺事務局長

それは状況によると思いますので、専門委員会の趣旨でいくとそのまま出すということは専門部会あるいは幹事会で論議をした後にご提案をしたいと思っております。時期につきましても、中間報告の後がいいのか、最終結論の後がいいのか、そのあたりにつきましても関係の方々との協議をした上でと考えておりますが。

#### 芦刈会長

はい、これまでの順序を押さえて、やっていくという事務局の説明でございます。従いまして、病院、診療所の取扱いについてということで、終わっていますこれを(その1)として継続協議とさせていただきます。はい、どうぞ。

#### 佐伯委員(大野町長)

ですから、この専門検討委員会の報告を委員長が町村長連絡会において、合併協議会長に報告すると、こうなっていますね。それから先に報告を受けたら後どのような取扱いをするのかというのは協議されていません。それで今日、突然に(その2)で提案しますよ。と出されたものですから、その取り扱いについて、協議会会長は検討委員会の報告を受けた後、どのように取り扱うのか、このことを検討しなければいけないのではないですかということです。

#### 佐伯委員(大野町長)

専門委員会の検討結果を踏まえ、合併までに調整するという案と、この案の修正になるわけですが。今言う、検討事項を踏まえ、合併までに調整するという事は合併協議会準備会の中ですよ。

それをここの協議会の中でやるということになれば、これは原案の修正になる。だからね、どうするのかということは、協議をした上でなければ(その1)とかいうことは作られないのではないかとということです。

#### 芦刈会長

あの、(その1)とするかどうかということを含めてお持ち帰り協議ということでもいいのですかね。

#### 山村委員(犬飼町長)

原案のまま継続協議ではないですか。

#### 芦刈会長

はい、分かりました。原案のまま継続協議でさせていただきます。

それではそのほかにつきましては、それぞれの町村で新市まちづくり委員会、特別議会それから座談会等で新市の建設計画について案として説明をしたと思っておりますが、もし、ご意見等がございましたらお受

けしたいと思いますが、ありませんか。はい、どうぞ。犬飼町。

### 山村委員（犬飼町長）

新市の活性化のための意見を要約して説明しますと、新市を活性化する最大のポイントは人口の増加にあると思います。このことについてあまり計画の中に触れられていない。企業誘致と雇用の確保と住宅政策、雇用政策、若者を根付かせる施策等をもう少し具体的に加味して返答してもらいたい。人口を増やすためには施策が必要でないかという意見がかなり出ていますので、人口増加のもう少し具体的に分かるような文言を入れてもらいたい。こういう案です。

### 芦刈会長

はい、ただ今、犬飼町さんからそういう意見が出たということです。ほかに、はい、朝地町の森委員。

### 森委員（朝地町新市まちづくり委員長）

時間がありませんので、朝地町は5月24日から6月22日まで、この新市まちづくり計画案につきまして、町政座談会を行いました。参加された方から、意見が出ておりますので、要望をさせていただきたいということで、まず、ネットワークの整備と地域づくりであります。町村合併によって、周辺部の住民がもっとも心配する課題としては、「中心部までの距離が生じることによって、取り残されるのではないか」と言う不安であります。従いまして、意見箱の設置等、積極的な対策を講ずる旨を表記してほしいとの要望であります。それから共生と安心の生活舞台づくりの中で、浄化槽の設置につきましては、新市において「段階的に市町村設置型に移行する」ことが確認されておりますが、移行されるまでの間は、これまでと同様に「個人設置型」で実施される部分もあるわけでありまして、

現段階では、浄化槽本体の設置に係る費用は補助対象となっておりますが、放流水を排水溝等へ引くまでの部分に関しては、個人負担となっております。放流水の地下浸透については基準が設けられている中で、浄化槽本体に限らず、放流水の処理に係る周辺施設整備の部分も含めた中で、表記してほしいとの要望であります。それから消防の広域再編について、これも記述がされていません。大野郡5町2村では、5町村が大野郡東部消防組合、朝地町と緒方町は、竹田広域消防組合の管轄となっております。新市誕生後は、消防の広域再編も行われることとなりますが、その際には、分署の設置も含め、現状を加味した中で検討する旨を表記してほしいとの要望であります。

「無農薬」と言う表現についてであります。昨今では「有機栽培・特別栽培」と言う形で用いられる頻度が高くなっておりますので、ご検討いただけないかということでもあります。農業従事者の高齢化に係る対策について、高齢化が進む中で、同時に農業に携わる者も高齢化しておりまして、手付かずとなった農地が年々増加しております。

こうした状況の中で、国土の保全や景観の維持に資するために、農地銀行等の制度によりまして、農地の荒廃防止に対する取り組みを表記してほしいとの要望であります。

「地域間交流の促進」の部分で「新市区域内の人や地域の交流を積極的に促進する」とあります。これに伴って、ゾーニングの部分におきましても、地域住民全体が集い、触れ合えるようなものにするために、ふれあいを重視したゾーニングにする必要があるとの意見であります。

財政計画では、合併から平成26年度までの10カ年の計画が示されておりますが、11年後以降や、交付税が一本算定となる16年後以降の計画が示されておられません。

ところが、住民にとっては、自治体から受けるサービスが、将来どのように変化していくのかがもっとも興味のある部分であります。

従いまして、出来る限り長期に渡る財政計画を示していただくと同時に、その中では、人員削減や、その際の組織機構など、詳細に渡り示していただく必要があるとの意見であります。

カタカナの表記が多いため、出来るだけ漢字や平仮名を用いた、日本語での分かりやすい表現にしてほしいとの意見がありました。

いま申し上げました意見が、全て反映されるとは限らないわけではありますが、意見が出されたと言うことで、お含み置きいただければありがたいと思っております。

#### 芦刈会長

はい、ありがとうございました。ほかにございませんか。はい、ありがとうございました。その他の方で、今後のスケジュールについて説明をします。

#### 赤嶺事務局長

資料のそれでは資料1の12ページをご覧いただきたいと思えます。次回の合併協議会は第18回であります。7月8日午後1時30分より千歳村中央公民館ホールで開催したいと思えます。

第19回につきましては7月22日午後1時30分大飼町中央公民館大集会室で開催させていただきます。続きまして、14ページをご覧いただきたいと思えます。協定項目確認関係でございますが、本日1案件確認されましたので、63案件確認ということになると思えます。提案案件は68案件でございますが、本日2案件提案されましたので、73件ということになっています。次回につきましては、一部事務組合の取扱い(その3)ということで広域消防の取扱いを提案したいと思えます。

15ページでございますが、これまでの確認された項目、今後の提案される予定のものを掲載しているので、ご覧いただきたいと思えます。16ページ、6月の日程表を記載しております6月24日第17回の協議会、6月30日、公立医療施設専門委員会を午後6時より開催する予定としております。続きまして17ページでございますが、7月5日13時30分より第26回の町村長連絡会を開催致します。7月8日、第18回協議会を予定しております。7月22日第19回の協議会を予定しております。18ページですが、8月の予定表でございます。8月12日第20回協議会、8月26日第21回協議会という予定になっておりますが、この日程につきましては継続協議の状況を見てご報告申し上げたいと思えます。

#### 芦刈会長

はい、スケジュールにつきましては説明を申し上げました。何か質問等はございますか。

#### 委員

なし。

#### 芦刈会長

よございませんか。はい、ありがとうございました。それでは委員の皆様方から何かありますか、よございませんか。はい、ただ今、協議をいただきました4項目、それから新規に提案を致しました、1項目につきましては、7月8日の第18回の協議会で協議をしたいと思えますのでよろしくお願ひいたします。本当に長時間にわたりましてご協議をいただきまして、大変ありがとうございました。議長の座を降ろさせていただきます。大変ありがとうございました。

#### 赤嶺事務局長

ありがとうございました。それでは最後に閉会のごあいさつを、千歳村の議会議長であります、高野健治副会長よろしくお願ひいたします。

#### 高野副会長(千歳村議会議長)

大変長時間ありがとうございました。以上をもちまして5町2村合併協議会を終了致します。ありがとうございました。(拍手)

会 長

議事録署名人

大野町議会議長

犬飼町  
新市まちづくり委員長